

環境社会配慮助言委員会

第17回 全体会合

日時 平成23年10月3日（月）14：30～18：35

場所 JICA本部 229会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

河野課長 それでは、お時間になりましたので、これから第17回環境社会配慮助言委員会全体会合を始めたいと思います。

まず、議事に入る前にJICAの方から新任の理事であります渡邊と新任の部長であります荒井の方から、一言、ご挨拶させていただきたいと思います。

渡邊理事 9月に前理事の粗の後任で担当の理事になりました渡邊でございます。今日、こういう形でご挨拶させていただきます。前職は総務部長ということで、皆様方のお集まりの会合等でご挨拶することはございませんでしたけれども、昨年7月に施行されました新しいガイドラインのもとにおきまして、助言委員会の先生方には大変お世話になっておりますことに、この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

私が申し上げるまでもなく新環境ガイドライン、これはほかの援助機関との対比においても、世界に類を見ない非常に先進的な要素を含んだものでございます。独立行政法人の評価委員会などの場におきましても高い評価と、それから昨年7月以降の施行・運用についての強い期待感が寄せられているところでございます。このガイドラインの運用に当たりまして、先生方のご示唆あるいはご助言をいただけることを大変重要なものと認識しております。

世界が非常に動いております中、途上国の人々が必要とする援助というのをできるだけ早く、迅速に届ける、あるいは実現するということが重要でございますけれども、一方で、環境社会に対する配慮というのをしっかりやっていく必要があります。それをバランスをとりながら両立させていくという意味で、先生方のご助言を私どもは非常に重視して参りたいと思いますので、今後とも是非よろしく願いいたします。

荒井部長 10月1日付で審査部長を拝命いたしました荒井と申します。前任の岡崎が9月末で退職ということになりまして、10月から私がこちらの助言委員会の方にも出せていただくことになりました。

今、理事の渡邊の方からも申し上げましたけれども、本助言委員会は昨年7月から開始、全体会合としては今回で17回目、その間もワーキンググループ等々で皆様にお集まりいただき、大変お忙しい中、精力的にご協力いただいて、何といたっても新規案件の形成の早い段階から、皆様から数々のご知見をいただいて、それを取り入れることによって、我々の環境配慮を遺漏なきものにしていく、また、単にそれだけではなくて、強いてはそれが案件の質の向上にもつながっていくということで、我々も心強く感じております。この場を

かりてお礼を申し上げるとともに、引き続き皆様のご協力をお願い申し上げたいと思います。

それから、後ほど担当課長の方から説明させていただきますが、皆様に扱っていただく案件の数が非常に多くなってきており皆様には大変なご協力をいただき、ご負担いただいているわけなんですけれども、案件の数に比べてもう少し委員の方も、人数的に拡充した方がいいのではないかというような判断に至りまして、今回、助言委員を拡充することにいたしました。詳細につきましては、また、担当の課長の方から説明させていただきたいと思います。

それでは、本日、引き続きよろしくお願いいたします。

河野課長 それでは、ここから議事を委員長の村山先生にお願いいたします。

村山委員長 それでは、始めさせていただきます。

今日、議事次第を用意していただいておりますが、先ほどの事務局との打ち合わせでちょっと順番を変えて、最初に5番のその他から始めたいと思います。よろしいでしょうか。

では、今日、その他、今、荒井部長の方からもありましたけれども、助言委員の拡充・補充ということがあります。それ以外に運営の方法について、共有事項ということをこれまで議論してきましたので、その点についてまず事務局からご説明をお願いいたします。

河野課長 それでは、お手元のペーパーに沿ってご説明いたします。

綴じてありますペーパーの後ろから二つ目になりますけれども、右端のほうに10月3日審査部、上のほうに助言委員の補充にかかる審査結果についてと書いてあるペーパーでございます。

飛びまして先行スケジュールの方からいきますけれども、3ポツの(6)、下の方ですね、9月9日に助言委員とあとJICAの方から候補者を提案させていただいております。村山先生から2名、あと、JICAのほうから4名、候補者を出させていただきます。6名につきまして書類選考とあと面接選考を9月20日から26日まで行いました。選考委員ですけれども、(5)にありますとおり4名いらっしゃいまして、原科先生、高梨コンサルティング企業協会理事、山口国際協力NGOセンター事務局長、JICAの升本次長ということでございます。

選考結果ですけれども、6名中5名合格しております。4ポツの選考結果の欄になります。一人目が幸丸政明先生、学校法人東京環境工科学園東京環境工科専門学校の校長先生でいらっしゃいます。続きまして作本氏、独立行政法人日本貿易振興機構にお勤めでいらっしゃいます。続きまして鋤柄氏、財団法人自然環境研究センターの職員でいらっしゃい

ます。めくっていただきまして、松本氏、特定非営利活動法人メコンウォッチの方でいらっしやいます。あと、米田氏、財団法人自然環境研究センターの方でいらっしやいます。この5名が合格ということでございます。それで、当初のペーパーでは補充委員を3名と予定していましたが、今回の選考結果を受けまして5名の補充という形にさせていただきました。

以上が補充にかかわるご報告でございます。

村山委員長 ありがとうございます。

何かご質問がありましたらお願いします。いいでしょうか。

これが今日ご報告いただいたということで、実際に助言委員会にご参加いただくのは11月からということになりますか。

河野課長 11月全体会合からご参加いただいて、ワーキンググループには11月以降、適宜、入っていただくという形になります。

村山委員長 それ以前にスケジュールの調整はされるのでしょうか。そのあたり、できれば早目にご検討いただいたほうがいいかもしれません。

河野課長 すみません、持ち帰らせていただいて検討させてください。

村山委員長 これまで1年あまりやってきているわけですが、新しい委員の方々に何か助言委員会に関してご説明をいただくような機会というのはあるのでしょうか。

河野課長 新しい助言委員に対して説明ですね。それは行う予定であります。

村山委員長 では、よろしいでしょうか。

田中副委員長 ちょっとよろしいですか。3ポツの(3)の委員の選考といったところに書いてありまして、今日、全体会合、全体委員会で選考結果のご報告をいただいたものですから、私はこれで結構だと思うんですが、一応、選考結果について委員長、副委員長の3名に確認を行うと。その選考結果は経歴等とあわせて委員会全体会合で報告し、設置要領に基づく以下、委員会で確認すると、こうなっております、委員長、副委員長に確認を行うという何か手順があったようですが、私の記憶ではこのことは行われなかったように思いますが、ありましたか。

河野課長 すみません、メールでご連絡させていただいています。

田中副委員長 いつごろ来ましたか。

河野課長 先週ですね。

田中副委員長 先週来ましたか。そうですか。たくさん何かメールが来るので見落とし

たかかもしれません。それでメールで確認をしたということですか。わかりました。電話をいただきましたか、研究室か何かに。

河野課長 その電話は差し上げていないかと思えます。

田中副委員長 メールも数が多いので、特にJICA関係は全員同報でどんどん回ってくるので。

河野課長 以後、気をつけます。

田中副委員長 わかりました。

長谷川副委員長 同じところなんですけど、確認のメールをいただきましてありがとうございました。ただ、その際、この5名に関してどういうふうな基準とか、6名いたわけで、そのうち上位5名ですから、この順番づけをどうしたかとか、その辺の経緯もいただかないと我々としては本当の確認ができないと思うんですね。そういうことはないんですかね、今後も。ただ、この5名ですということだけなんですかね。

河野課長 選考の過程では、ここに書いていますけれども、3ポツの(3)ですが、幾つかの項目につきまして評価をいただいたということで、この評価項目自体は実は昨年、今の委員の方々を選考する際の基準でもございました。それで、点数をつけまして上から並べて、選考委員のほうから上位5名を採用してほしいというお話があったということでございます。あと、点数をご連絡するかどうかということだったんですが、基本的には選考委員の中でいろいろと議論した結果、この5名という形になりましたので、特に順番づけはご連絡を差し上げていなかったかと思えます。基本的にはこの5名ということでご確認いただければと思っております。

村山委員長 では、ほかになければ、この件はこれで終わりにしたいと思います。

では、二つ目のご説明をお願いいたします。

河野課長 それでは、また、お手元のペーパーの最後の2ページになりますけれども、助言委員会運営にかかる共有事項ということでございます。これは前回の全体会で議論させていただきまして、何らかのご意見、コメント等があればということでお伺いしていたものです。それで、これは長谷川委員のほうからいただいたコメントで、それに対する回答をここに準備させていただいています。

1点目ですけれども、次回の全体会合というふうに記載があるのですが、必ずしも全体会合はワーキンググループの会合の次回とはならないということですので、これにつきましては助言文書確定予定の全体会合という形で修正をいたしております。

2点目ですけれども、ワーキンググループの資料につきまして12営業日前に配付するというルールがありますが、これについて可能であればもう少し延長できないかというお話でございました。これにつきましては内部でも検討したのですが、担当主管部も調査日程等、かなり過密なスケジュールで行っておりまして、こういった形での前倒しというのは非常に厳しいということで、できましたら現行のスケジュールでお願いしたいと考えております。今回、委員の拡充も行っておりますので、そういった意味では、担当案件数自体は以前と比べると軽減されると思いますので、大変申しわけないのですが、従来どおり12営業日でお願いしたいと考えております。

3点目、ワーキンググループにおける事前コメントと回答のペーパーについてでございます。委員の方からは、こういったワーキンググループ内について基本的に公開していくことがこのペーパーの中で記載されている一方、回答表については読み上げないという形で整理をしているということで、これは矛盾しているのではないですかというお話でございます。これにつきましては基本的に以前に議論させていただいたのですが、事前コメントの回答表というのはノンペーパーの扱いとなっております。かなり限られた時間で我々もペーパーを準備しますので、十分に練られていない部分もあって、ペーパー自体が出てしまうとひとり歩きしてしまうということもあって、できましたらノンペーパーという形でお願いしたいと思っております。

それで、もし、我々の回答についていろんな疑問とか、あと、確認点がありましたらワーキンググループの中でご発言いただければ、そこで十分に我々のほうから説明を差し上げる形になりますので、そこで十分に議事録の中で情報公開されると理解しております。従いまして、できましたら今までどおり、ノンペーパーという形でやらせていただければと思っております。

あと、コメント表ですけれども、これについては、資料名、ページを示す欄を設けてはいかがというお話で、ご指摘のとおり、表を修正しております。

事務局からは以上でございます。

村山委員長 それでは、この件についてはいかがでしょうか。まず、長谷川副委員長、いかがでしょうか。

長谷川副委員長 ご丁寧に対応策をいただきましてありがとうございました。大体、納得したんですが、3番目をちょっと確認させてください。回答表を効率化のため、一々説明したり、読み上げないということは私も賛成なんですけれども、公開の原則からいって、

質問があったものについてだけは口頭で説明して、それが議事録として公開されるということになると、そもそも、もとにしている回答表が外部の方には公開という形で一切、知る機会がないということになるんですね。ですから、できるだけ公開するというふうな言い回しをしつつも、ここをはしょることによって、ノンペーパーだから本体部分の一番大切なところはほかの人は見えないと、そこでやったやりとりしか見えないという形なのはいかがなものかという趣旨なんですけれども、そういう懸念はないんでしょうかね。

河野課長 基本的にいただいた質問で、我々の回答で十分に納得いただいているものにつきましては、十分にほかの方にもご理解いただけるのではないかと考えています。仮に重要な点があれば、改めてワーキンググループの中で、その点をご指摘いただいてご発言いただければ、それは十分に反映されます。ただ、必ずしも非常に基本的な確認事項というようなものもあって、それについてはあくまで我々の回答で十分にご納得いただけるのであれば、必ずしも皆さんにその点について公開する必要はないのかなと思っています。ですから、重要な点については議論があるもの、あと、議論はなくても重要な点と思われるものについては、改めて委員のほうから、そういった点についてご発言いただければ、そこは議事録に残ります。ただ、従来どおり、回答表をずっと読み上げていくのは1時間ぐらいかかってしまいますし、それ自体はあまり効率的とは思えませんので、そういう対応にさせていただければと思っておりますが。

長谷川副委員長 もう1点、いいですか。前にいただいた資料の中で、いわゆる全体会合、それからワーキング会合で配付した補足説明資料を開示・公開すると、こうなっておりますね。ただし、ワーキンググループで事前あるいはその場で配られた回答表は、補足説明資料には入らないというふうな位置づけなんですよね。これを公表するということはやはり難しいことなんですか。

河野課長 以前、そういった形で内部でも議論したものですから、公表できないということはないと思いますけれども、その場合には少し工夫が必要かと思しますので、持ち帰らせていただいて検討させていただければというふうに思いますけれども。

村山委員長 ありがとうございます。

基本的にワーキングも公開ですね。ですから、関心がある方はその場に来ていただいて、議論を聞くということは可能だという状況にはなっているということですね。

他の方、いかがでしょうか。よろしいですか。では、この件についてもこのあたりで終わらせていただきます。

田中副委員長 その他で、以前の環境レビューで9月14日かな何かのときにちょっとお話ししたんですが、環境レビューの取り扱いについて少し委員会で扱ったほうがいいんじゃないかとちょっと提言したんですが、今日はその資料は用意されて後で出るのでしょうか。

河野課長 後ほど4ポツの環境レビュー段階における報告というのがありまして、この前に手続も含めてご説明させていただきたいと思っています。

田中副委員長 わかりました。

村山委員長 では、よろしければ最初のほうに戻って、2-1から進めたいと思います。案件概要説明ということで三つ、ご説明をお願いします。

まず、最初に、インドの石炭火力発電所の建設事業の環境レビューをよろしく願いたします。

高橋課長 南アジア部でインドを担当しております高橋と申します。本日はインド国ハリヤナ州DCR超臨界圧石炭火力発電所建設事業につきまして、概要をご説明申し上げたいと思います。

それでは、中身に入らせていただきます。

事業の背景と必要性でございます。インドの経済成長はリーマンショック等々を経しましても、世界のほかの地域と比べますと高いレベルの経済成長でここまできてございます。それを背景といたしまして、ご覧のとおり大きな電力不足が発生してございます。それで、これに対しまして大企業を中心とします産業界は、ある程度、自分のところで発電所を取りつけるといったこともなし得るわけでございますけれども、停電が例えば夏に発生するといったときに、非常に生活に影響があるのは一般人、自家発電の類をつけることのできない方々であるということになります。ほか、送配電網の未整備、送配電ロスといった効率面の改善も必要としておりますほか、電力分野の経営体制、料金体系のゆがみ、これを直したり、また、州電力局を発電事業者、送電事業者、それから配電事業者の分割を進めて、より透明性のある公社の経営を推進するといったことを行ってきてございます。

それで、ご覧いただいているスライドの下の方の赤い文字のところ、右のほうはピーク時電力の不足率が表現されているものでございます。今回、発電所を建設する予定地でございますハリヤナ州は、この中でインド北部に属してございます。

次に、ハリヤナ州の電力の需給状況でございます。ハリヤナ州に限らずですが、インドはGDPの多くの部分を農業が占めてございますけれども、産業化が進み、農業のシェアと

いうものは減ってきてございます。例えばハリヤナ州におきまして、1993年当時は州内の経済活動に占める農業の割合は4割を超えておりましたが、最近では農業の比率というものは20%台まで下がってきているというものでございます。これは旺盛な産業の開発、それは日本企業の進出なども含みますけれども、そういったことを背景としてございます。

昨年12月時点の州全体の電力供給能力のうち、石炭火力が約3分の2を占めてございますが、これはインド全体でも大体、そのような塩梅でございます。基本的に石炭火力で半分以上の電力を賄っている国でございます。2016年のピークアワーの電力ニーズは9,375メガワットに増加する見込みでございます。これに対しまして、今回の発電所の発電キャパシティは660メガワットということで、決して無視できないサイズの発電所であるということが申し上げられると思います。

事業の対象地域でございます。一番左側がインド全体の地図でございますけれども、首都デリーにほど近いところの北部にハリヤナ州はございまして、かつ一番右側の地図でございますが、ハリヤナ州の中にヤムナナガルという地域がございまして、こちらに発電所を建設するというものでございます。なお、ハリヤナ州はインドの中でも非常に工業化が進んでいる地域でございまして、主な進出している日本企業といたしまして、スズキ自動車、ホンダ、旭硝子等々のメーカーが例として挙げられます。

この意味でも、非常に日本に対して関係が深い州であるということが申し上げられると思います。また、日印は毎年、首脳会談が持たれている関係でございましてけれども、恐らく今年度の首脳会談のトピックといたしましても、デリー・ムンバイ産業大動脈構想、DMICと称しておりますけれども、いわばインドに太平洋ベルト地帯のようなものをつくらうという日印協力でございますが、この中で核となる州とされてございます。

事業地の地理的状況でございますけれども、インドの北部から流れてまいります大きなヤムナ川のそばに立地してございます。それで、発電所はヤムナ川と、それからあと、それから水を分けます西ヤムナ運河の間に立地してございまして、冷却水の類は西ヤムナ運河から取り入れて、そして冷却の後、西ヤムナ運河に戻すということになっております。また、石炭の灰でございますけれども、こちらは発電所とそれからヤムナ川の間に灰捨て場があるということでございます。

事業の概要に入らせていただきます。

事業の目的でございますが、インド北部ハリヤナ州ヤムナナガル地区の既存の亜臨界圧石炭火力発電所の敷地内に、さらにもう一つ、最大出力660メガワットの高效率な超臨

界圧石炭火力発電所を建設し、それにより電力の需給、安定供給及び投資環境改善を図るといったものでございます。なお、亜臨界圧の発電所から超臨界圧の発電所になりますと、燃焼効率がどのくらい変わるかでございますが、燃焼効率と申しますか、エネルギー効率がどう変わるかでございますが、亜臨界の場合は大体35.6%のエネルギー効率でありますところ、超臨界圧の発電所になりますと、40%強といったレベルを達成できるというものでございます。

実施機関はハリヤナ州発電公社でございます。

事業概要は、超臨界圧石炭火力発電所の建設、それから公害防止設備の新設、それ以外、石炭搬入、貯炭、灰捨て場等々の関係施設の増築、あと、コンサルティングサービスということでございます。

それから、本案件の協力準備調査について触れさせていただきますと、実施機関、ハリヤナ州発電公社のほうがF/Sと、それから環境影響評価を実施済みでございますして、当機構としての協力準備調査は不要というふうに考えてございます。

こちらは事業地のレイアウトでございますけれども、既設の発電所に隣接して新しい方の発電所を建設するというものでございます。また、石炭を運んでくるためのコンベヤーの類というものも、今、既設の発電所のために既にごございますので、これを延長あるいはキャパシティの拡張といったことで対応するというものでございます。ただ、要となるボイラー、タービン、それからジェネレーターの類といったものは、完全に新しいものをつくるということでございます。

こちらはご参考までに、今、存在する亜臨界圧の火力発電所のお写真をお示ししているものでございますが、現地の状況がおわかりいただけるかと思えます。後ほど申し上げますが、特に住民移転があるということはございませぬし、また、既にある程度、人の手が入った環境にあるということはおわかりいただけるかと思えます。実際に新設のほうの火力発電所のためにも、ご覧いただいているような煙突、冷却塔、それから主たる建屋といったものが建設されていくものでございます。

環境社会配慮についてでございます。ご助言をお願いしたい事項でございますが、審査に向けての環境レビュー方針でございます。それから、環境カテゴリー分類でございますが、当機構といたしましても現在、施行しておりますガイドラインに沿って火力発電セクターに該当しまして、カテゴリーAということかと考えております。また、インド政府の法律に基づきましても、この火力発電所はインド側の環境影響評価の対象となつてござい

ます。それから、最後にその他でございますけれども、住民移転はございません。それからプロジェクトサイト周辺に国立公園、保護区の類はございません。それから環境影響評価でございますが、今年3月に書類上、でき上がっておりまして、インド環境森林省のクリアランスを来る11月に取得する見込みでございます。

最後に予定でございますけれども、今年12月に関係部で審査をいたしまして、年度末、3月末に融資の承諾を行いたいというふうに考えてございます。

とりあえず、私からの説明は以上でございます。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。高橋委員。

高橋委員 この事業によります廃棄物、焼却灰といいますか、これについてお伺いをしたいと思います。一つはエネルギー効率がよくなるということですが、それによって焼却灰の量とか質は変わるのか、変わらないのか、もし、それがわかりでしたらお伺いをしたい。

それから、もう1点はこの排出を先ほどお示しいただきましたけれども、これは既存の事業の灰捨て場と同じなのか、あるいは新設のような形になるのか、既存の発電所の灰捨て場との関係をお伺いしたいと、この2点でございます。

高橋課長 どうもありがとうございました。

まず、超臨界圧の発電所になりまして、同じ量の石炭を燃やす分には灰の量はほとんど変わらないというふうに認識してございます。

よろしいですか。何か追加されることはございますか。

上石企画役 電力課の上石でございます。よろしく申し上げます。同じ出力の発電容量でございましたらば、超臨界圧の方式を採用することによって灰の量は減ります。また、少なくとも今まで通常の石炭火力を使っている場合には灰の性状が変わることはございません。ただ、今回の場合におきましては、一般的に超臨界圧につきましては出力が大きくなるその分だけ、たくさんの石炭を燃やさなければならないということで、石炭の量につきましてはそれなりの量が出てくるだろう。まさに多分、後ほど課長のほうからフォローを差し上げますけれども、今回、たくさん出てくる石炭灰の処理の方法、そのイチがどれくらいあるかということについての確認は、今回のポイントになるんじゃないかと思いません。

高橋課長 それで、灰捨て場は既にあるところを拡張する予定となっておりますので、あ

とは今度、つくる予定の発電所から出てくる灰をどのくらいの期間、安全に面倒を見られるかということを確認してくるということでございます。

村山委員長 では、ほかにいかがでしょうか。岡山委員。

岡山委員 技術的なことがさっぱりわからないんですけれども、察するに基本的に発電ですから、水蒸気でタービンを回して発電するという方式は同じだと思えますけれども、そこをもって亜臨界水を使うのか、超臨界水を使うのかということですよ。先ほども石炭の使用量に関してちょっとあったように、超臨界水に要は圧を余計に加えようとするれば、余計にエネルギーが必要になるわけですから、本来的には発電効率が実際4%くらい、4、5%の差かとは思いますが、そう何か大きく上がるようにも思えないんですが、なぜ、5%の効率が上がるのかということをご説明いただけたらありがたいです。

上石企画役 臨界圧というのは、簡単に言って、やかんのように水をぶくぶくさせて蒸気の形で回す、超臨界圧というのは圧力を思い切りかけることによって、蒸気が、水か、わからない状態のものがずっと続いていて、それをいきなり蒸気にぽっと変えることによって出力が向上すると。ですので、水の状態の変え方をいきなり急変させることによって、その分、エネルギーをたくさん取り出せるようにしているというのが超臨界圧でございます。ですので、今、一般的に世界で言われていることの高効率石炭火力というのは、こういう超臨界圧とか、超々臨界圧で使っております。これによって使用する燃料の量を減らしているということがございます。これでよろしいですか。

岡山委員 では、今までよりも基本的には同じ電力を取り出そうと思えば、石炭の量は相対的に減るということですね。

上石企画役 そうです。

岡山委員 しかも、そういうことに関しまして、この案件は我が国にとっては温室効果ガスの排出権取引とは何らかの関係はあるのでしょうか。

高橋課長 温室効果ガスの貢献につきましては、ごく最近までインドで採用していた石炭火力の技術、つまり亜臨界圧でございますけれども、これで660メガワットを発電するよりも超臨界圧は高効率であるということがございます。それで、京都議定書の内容に沿いましてCDMの対象にしたいということで、この発電会社とも前向きな議論をしていますが、世界で石炭火力の適応する技術のレベルがじわじわと上がっておりまして、それで、インドはここ1年くらいでやっと超臨界圧というレベルの発電所が稼働し始めておりますけれども、世界レベルで見ると、そんなに先進的な技術でもなくなりつつあります。

ですから、本当に排出権のクレジットとしてカウントできるかどうかというのは、国際パネルのほうの認識にも、そのとき、そのときの世界の技術の認識にも影響されますので、当機構としてはなるべくカウントするように持っていきたいと思うのですが、5年前であればかなり打率は相当高かっただろうが、今は昔ほど打率はよくはないかもしれないなという感じがしております。

村山委員長 松下委員。

松下委員 関連しまして超臨界石炭火力の場合、エネルギー効率が高くなって、それに比例して温室効果ガスの排出量も同じ出力であれば少なくなるということだと思んですが、温室効果ガス以外の大気汚染物質、硫黄酸化物だとか、粉じんとか、窒素酸化物と、これは超臨界のほうの排出量は少ないというふうに言えるんでしょうか。

高橋課長 実際に石炭を粉にして火をつけて燃やす部分の構造はほぼ同じものでございます。炎のところで抜本的な変更があるわけではないので、仮に同じ出力の発電所を古い技術と新しい技術で作りましたらば、硫黄であるとか、NO_xであるとかというのは減りますが、今回の場合、新設の火力発電所で660メガワットであるという事情も、特に古い技術でつくったものと比べているわけではないので、減る、減らないというのはなかなか申し上げにくい。ただ、あくまでもさっきも説明がございましたが、液体で本当に高い温度まで熱して、一気に放出して蒸気を吹きつけるというところで大きな技術の差があるものでございますから、主な燃焼での排出物での差というものはないと認識しております。

上石企画役 おっしゃるとおり、燃焼して出てくるようなSO_x関係につきましてはほとんど変わりません。

村山委員長 どうぞ、では、谷本委員。

谷本委員 石炭はどこからどのように運んでくるか、それから採炭地で負担にならないかという、環境的な負担が発生しないか。1点目。それから、高橋委員の質問に引き続いて灰捨て場、これは一時的なという説明があったと思うので、最終処分をどのように考えておられるか。やはりヤマナ川が近いですから、影響がないかなということが気になります。

以上です。

高橋課長 ありがとうございます。

まず、石炭でございますけれども、とりあえず、今の見込みでございますが、北部ジャルカンド州の国内炭で9割を賄って、残り1割が輸入ということでブレンドして使うという

予定でございます。参考までに硫黄分は中国で一般的に使っているものよりもはるかに低いので、中国で一般的に言われる脱硫の必要性というものは、中国ほどはないということがございます。ただ、灰は当然ながら、どんな石炭であれ出ますので、こちらは貯蔵する以外にインドの場合、建材に再利用することを振興し、また、少なくともデリーの首都圏では建材に回すことが条例か、法律か、記憶が定かではありませんが、方針でございます。ですから、こちらのハリヤナ州におきましても似たような建材などへの再利用の枠組みが今、あるかどうかといったことは調べて参りたいと思います。再利用の計画のほうも一応ございますので、これの法律的な裏づけ、それから建材需要などの信憑性といったものをチェックしてきたいと思います。

村山委員長 よろしいでしょうか。平山委員、どうぞ。

平山委員 EIAの件ですけれども、実施機関によるEIAが実施済み、そしてインド環境森林省のクリアランスを取得見込みと、こう書いてあるんですが、このEIAの内容がどういふものなのかというのはわかりますでしょうか。

高橋課長 主なカバーしている項目ということだと理解いたしますけれども、当然ながら、火力発電所に伴う大気の影響の面、それから冷却水ですとか、それから灰捨場の排水の類の面、あと、灰そのものといったところが主な対象となっております。ほかの住民移転といった類は、こちらは最初から本事業の対象でないということがありますので、カバーはされておられません。生物面も当然、川に水を放流するということになりますので、カバーはしてございます。

以上でございます。

平山委員 問題があるかないかということなのですが。

高橋課長 今、申し上げた項目につきまして問題は見受けられておりません。例えば発電所ですと一番注目されるのは大気かと思えますけれども、排出基準、それから環境基準と申します着地濃度の基準におきましても、インドの基準に合致するようなメカニズムと運転をするということになってございますし、あと、水の面も例えば灰捨場の水についてはる過、それから川への放流につきましては冷却を経てからの、温度を下げてからの放流ということになっておりますので、問題はないというふうに書いてございますので、あとは当然、私どもがそれについて二重に、本当に大丈夫ですというのをいろんな横からの質問でもって確認をとってくるということでございます。

村山委員長 ありがとうございます。

田中副委員長 短目に。スライドの10枚目に、助言を求める時項で環境レビュー方針とありますね。今、平山委員から、つまり、どういう影響が出ているんですかと、正の影響、負の影響はどのようなものですかと、それに対してどういう対策を講じますかと、あるいはどういうモニタリング計画、環境監視を行う予定ですかと。多分、そういうことが環境レビュー方針だというふうに、実はJICAのガイドラインに書いてあるんですね。明確には定義がないので僕が事務局に確認したら、これが環境レビューですということをちゃんと切り出してくれたんですね。

そうすると、やっぱり環境レビューの方針がここで説明されないと、果たしてそれが十分な、概要でもいいんですよ、概要でもいいんだけど、もちろん、事業の必要性も大事だし、説明は全体で概要も大事なんだけれども、本来、この助言委員会で説明されるべきは環境レビュー方針の概要だと思うんですよね。そういうことがわからないで、皆さん、質問されていると思うんですね。だから、そこを工夫されたらどうでしょうか。

河野課長 その点につきましては、後ほどご説明しようと思っていたんですけども、基本的にJICAが環境社会配慮の助言を求める場合には、こういった形で全体会で案件概要を説明させていただいて、ワーキンググループで細かい環境レビュー方針について、説明させていただくという形でしたいと考えております。田中副委員長からご意見をいただいている、いろいろとご異論はあると思いますけれども、後ほどご説明致します。

田中副委員長 私は、今、高橋委員も、それぞれの各委員も環境上の問題点についてどうということがありますかと質問しているわけですね。ですから、まさに環境レビューの方針の概要が示されていると、それに対する整理だと思うんですね。それが無いのでそういう質問が出ているので、それをワーキングでやりますというのではなくて、むしろ、それこそがこの助言委員会で審査すべき本体であるので、やっぱり概要を報告していただくことが必要じゃないでしょうかということが私の意見です。

河野課長 過去にスコーピングであるとか、ドラフトファイナルレポートについて助言をいただいている場合は、少なくともワーキンググループの先生方は十分に理解されていますし、概要、方針ということでもいいのかと思います。しかし、今回の案件につきましては、協力準備調査は実施していないということですので、インド側のつくったEIA、RAPに基づいてご説明しなければならないということです。

ですから、ある意味、技術的な部分になるのですが、後でまたご議論させていただきたいと思いますけれども、細かい説明を行いますと全体会合の時間が、足りないのではない

かと思えます。ワーキンググループでかけるぐらいの時間がないと、十分にご議論できないのではないかと考えていまして、我々の今の整理ではJICAが環境レビューについて助言を求める場合には、全体会合では案件概要にさせていただいて、ワーキンググループでしっかりとレビュー方針であるとか、EIA、RAPについてご説明させていただくという形が一番いいのではないかなと思っています。

田中副委員長 いいですか。繰り返します。私の主張は同じスライドを10何枚、今日、用意されてきましたね。11枚ですか、11枚をされてきた中で、もちろん、事業の概要とか、あるいは背景とか必要性とか、これも必要なだけけれども、もっと必要なのは環境レビューの方針の概要であるということなんです。その分を一応入れてもらったほうが本当にこれが環境レビューする、本当にワーキングで助言委員会で助言する対象に値するかどうか、そういう情報が入手できるんじゃないでしょうかと、そういう指摘です。ですから、分量を増やすとか、説明時間を長くしようということではなくて、むしろ説明のポイントをそちらのほうに重点化していただいたらいかがですかということです。よろしいですか。

村山委員長 時間が大分過ぎてしまっているの、このあたりにしたいと思いますが、今日のご説明に関する話と全体会合とワーキングのバランスをどうとるかという全体にかかわる部分と恐らく両方あって、確かにご説明でいえば、もう少し環境面を増やしていただいた方がよかったのかなという気も私もしますが、ただ、結構、時間をとっているの、今日についてはこのあたりで終わらせていただいて、詳しいことはまたワーキングでご議論いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次のご説明に移らせていただきたいと思います。

次はベトナムの南北高速鉄道の建設計画で、こちらは開発調査のレベルということですね。よろしくお願いたします。

小野 経済基盤開発部の小野と申します。ベトナム国南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト、これは開発調査型技術協力になりますが、その案件概要の説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、案件の背景、調査の位置づけ等の説明になりますが、ベトナムは、皆様、ご存知のとおり、アジアの中で高い経済成長率を誇っておりまして、年間7%前後のGDP成長率で、今後も海外直接投資に支えられた高成長が続く見通しであります。この急速な経済成長率を受けて交通需要の増加が続いている状況でございます。

この南北高速鉄道につきましては、ズン首相から当時の安倍総理に対して、2020年開業を目標とした整備に関する協力要請が出されております。これを踏まえましてJICAとしましてVITRANSS2、この調査は持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査と申しますが、を2007から2010年にかけて実施しております。これにつきましては全国の航空、鉄道、道路等を含めた総合交通のあり方を検討し、その中でこの高速鉄道を位置づけたということになります。

それで、この調査と並行しまして先方カウンターパート機関のベトナム国鉄が独自で実施したプレF/Sの調査結果を踏まえ、相手側のベトナム政府は2010年3月の閣議にて、日本の新幹線方式による高速鉄道全線の建設を決定しました。また、同年6月の国会に事業計画を提出したわけですが、これに対する過半数の支持が得られない状況で、計画の再提出を求められました。

この状況を踏まえ、ベトナム政府から我が国に対して、南北高速鉄道の詳細検討の要請がなされたことから、日本政府が、優先的に整備する2区間に対する本計画策定プロジェクトの実施の決定をしております。これを受けてJICAが協力内容についてベトナム側の方針を確認、2011年5月に同プロジェクトを開始いたしております。この南北高速鉄道事業につきましては、ベトナムにおきまして経済発展の象徴であるとともに、さらなる発展の起爆剤としての実施が期待されているところでございます。

その2区間と申しますのが北側のハノイ - ビン区間、それから、その周辺、それから南側がニャチャン - ホーチミン区間とその周辺ということになります。皆さんにお配りしているスライドの次のスライドに、その位置を示させていただいている状況です。

事業概要は、この2区間における高速鉄道の事業計画の策定ということになります。それで、助言の範囲として依頼しますのはスコーピング案、環境社会配慮調査の進め方も含めるということになります。カテゴリー分類としましてはAカテゴリーになります。その根拠としましては、本事業は国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2004年4月）に掲げる鉄道セクター及び影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転）に該当するためです。

備考ですけれども、この高速鉄道建設によって環境社会への影響や住民移転等が発生する可能性があることから、その影響の回避・緩和にも資する代替案の検討と、今後の環境社会配慮調査の実施方法をこのプロジェクトにて確認することとしたいと考えております。

対象区間はここに示させていただいているとおりです。ハノイ - ビン区間が約282キロ、

ニャチャン - ホーチミン区間が約382キロという延長になります。

続きまして、これは現在の鉄道路線の沿線の状況を示した写真になります。ハノイ駅、それからハノイ市内の区間、それから北側の区間ですけれども、ハノイ - ビン区間で水田地帯を通っている状況や、国道1号線との並行区間もかなりの部分が存在しております。それから次に南区間、ニャチャン - ホーチミン区間のほう、ニャチャン駅周辺、それからファンティエット駅、それから灌木林地帯やホーチミン駅の新駅の候補地ですね。これはまだ全然議論は熟していない状況でして、候補地の一つとして考えている用地ということで、調査団が撮ってきたものです。市街地中心部もまだ候補地として残っている状況ですので、今後、議論が進むに従って決まっていくというふうに考えております。

最後に、今後の調査スケジュールと環境社会配慮に関する部分ですけれども、今、まさに既存の情報の収集整理の段階です。これに合わせてワーキンググループ会合のご相談は11月11日、金曜日をお願いさせていただいているところですが、そのタイミングにはSEAの実施が少し進んでおりますので、少し状況を詳細にご説明できるかと考えているところ、それから実際のスコーピングそのものはもう少し調査が進んだ段階、来年5月あたりから考えているところです。住民移転のポリシーフレームワークの作成支援についても同様になります。また、報告書の提出スケジュールもそこに示させていただいているとおりでございます。

簡単ではございますが、案件概要としては説明は以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

では、いかがでしょうか。松下委員。

松下委員 スライドの2枚目で、2010年3月の閣議にて新幹線方式による南北高速鉄道全線の建設を決定したと、しかしながら、6月の国会で事業計画に対する過半数の支持が得られずというふうになっていますが、国会で過半数の指示が得られなかったときの議論はどういった議論だったのでしょうか。

小野 詳細はまたワーキンググループでお示しできるかと思えますけれども、実際に結構大きな初期投資、これを回収できるのかとか、沿線開発、今の対象区間でも人口の規模が日本の新幹線のイメージから比較しますと、かなり規模としてそれほどないというような状況もベトナム側も承知して、そこら辺の懸念が示されたり、あと、人材育成とか、そこら辺の部分についてもより考えていく必要があるんじゃないかとか。それで、今回、少し対象区間を絞っておりますけれども、やはり段階的な整備が求められるんじゃないかとか、

それから、そういった議論もろもろ出ております。技術的に特化したものというよりも、いろいろな周辺状況を心配するようなコメントも出されておると。ただ、そこについて、この調査も含めてもう少しベトナムの国鉄側も次の国会に向けてはいろいろな準備を進めていきたいと、そういう状況でございます。

松下委員 それから追加の質問ですが、新幹線方式はいろいろな各国が競争していると思うんですが、今回の件についてはほかの国と競合しているような状況はあるのでしょうか。

小野 今、表立ってほかの国と競争になっているというような状況は、ベトナム側からも話としてはございません。ただ、要請の中でほかの新幹線方式との比較検討を含んでほしいという要請内容は入っておりますので、そこら辺も調査の後半の部分でやりたいとは考えております。

村山委員長 早瀬委員もありますか。では、先に。

早瀬委員 非常に今のご質問と関係が深いんですが、過去の経緯としてVITRANSSですが、について書かれていまして、それからプレF/Sをベトナム国鉄がして、それから閣議に至っていますよね。閣議で再提出することになったというんですが、運輸交通システムの全体に関してのVITRANSSの扱いだとか、あるいはこれにかわる何かがあるかだとか、今回の調査の前提になるような計画については、今、どのような状況なのか、教えてください。

小野 まず、経緯としまして国会でプレF/Sの内容をベトナム側が説明したわけですが、それでも、他モードも含めた総合交通のあり方全体を含んだVITRANSS2の内容を、十分にベトナム側が活用し切れていなかったという事実が判明しておりますので、そこら辺も含めてきちんとVITRANSS2の内容をベトナム側にインプットして、彼らのものとして消化してもらって説明してもらおうというようなところ、それは今回の我々のプロジェクトを進める中でもやっていきたいと思っているところでございます。

そのほかの計画というのは、ベトナムとして運輸交通開発戦略というのはございますが、それも彼らの言い方としては、すべてのセクターをすべて優先順位も何もなく上げてきている状況でございます。その中で優先順位をきちんとつけていきたいといったところを彼らが言っている状況でございます。ただ、それが実際に示されたものはまだ存在していないという認識でございます。

村山委員長 柳委員。

柳委員 最後のほうのスケジュールで、SEAが進行しているというお話があったのです

けれども、このSEAというのは、今の説明のVITRANSS2が持続可能な総合運輸交通開発戦略というものを取り上げているので、その持続可能性ということ踏まえて、SEAというものを社会経済的な要素を踏まえて、比較検討するというようなことをやっておられるということ捉えてSEAと言っているのか、ベトナム国のSEAというのどのようなものなのか、ちょっとよくわからなかったので質問させてください。日本で言っているSEAとは事業段階の早期の段階をいうのでちょっと違うので、国際標準と比較すると違う段階のことをSEAと称しているのか、ベトナムはどうなっているのかなと思ひまして質問しました。

小野 詳細なご説明はワーキンググループの方で対応させていただければと思いますけれども、今、おっしゃられた国際標準にかなったSEAという状況までは、ベトナムの方ではできていないというふうに承知しています。その対応も含めて今後の環境社会配慮調査の進め方ということで、ワーキンググループのときにご相談させていただければと考えています。

柳委員 一般的にStrategic Environmental Assessmentですよね。だから、戦略段階だから政策だとか計画、プログラムに対してということですけども、どの段階のSEAをやっているのか、計画に対してのですか。

小野 計画に対して、という理解でいますけれども、計画でなければどういったものに対してとお考えでしょうか。

柳委員 政策もあり得るし、それからプログラムの段階と、日本のように事業段階の前段階でやるようなものをSEAと称しているものだってあるわけです。だから、SEAといっても理解が国によってもいろいろ違うので、だから、ここで一般的にSEAと言われても何を指しているのかというのが、なかなか理解が日本的な理解でいいのかどうかということです。それとベトナムがどういったSEAを構築しているのかというのをよく理解しておかないと、あまり議論ができないかなとちょっと思ひまして質問させていただきました。

小野 わかりました。ちょっとその点は誤解があるといけませんので、持ち帰ってまたお答えさせていただくような形でよろしいでしょうか。

村山委員長 では、高橋委員。

高橋委員 確認をさせていただきたいんですが、カテゴリー分類といいますか、適用ガイドラインは2004年4月ということですが、これはどういうことになっているんでしょうか。

小野 要請の時期が旧ガイドラインの適用を受ける時期になっているということになります。

高橋委員 この要請は2010年3月の後、実際にいつの要請ということになるんですか。

小野 2010年7月の新ガイドライン以前の要請ということです。この協力要請が出されたのがその前のタイミングになると。

高橋委員 そうですか。6月の国会で過半数が得られなくて、事業計画を再提出するというのですが、それは7月前、6月中に要請がされたということですか。

小野 日本への協力要請を再度出したのがそのタイミングということになります。事業計画の再提出というのは、このプロジェクトが終了した後のタイミングをベトナム側は考えております。

高橋委員 この2006年10月が協力要請の時期ということですか。

小野 そうです。2020年開業を目標とした協力要請、それを要請という位置づけでとらえております。

村山委員長 ほかはいかがでしょうか。

まだ、これは本当に始まったばかりということだと思いますが、大体の移転の規模について何かイメージというのはあるのでしょうか。

小野 全くまだわからない状況です。

村山委員長 カテゴリーAにされるぐらいですから、それなりの移転はありそうだと思いますか。

小野 まず、鉄道建設のプロジェクトは、ほとんどカテゴリーAだと我々は認識してございますので。

村山委員長 わかりました。

よろしいでしょうか。松行委員。

松行委員 今回、JICA側がされるのがハノイ - ビンとニャチャン - ホーチミンの二つの区間だということですが、事業計画を再提出する際は、この2区間だけ出すのでしょうか、それともこの間のビンとニャチャンの間はほかのところがして、ハノイ - ホーチミン全線に対して再提出をするということなんでしょうか。

小野 最終的にはベトナム側が決めて出すわけですがけれども、今、現時点でハノイ - ビン区間あるいはニャチャン - ホーチミン区間と同レベルというか、同程度の調査が進んでいるという状況はございませんので、詳細な計画というのはこの2区間で進んでいくこと

になると思います。なので、すみません、これは本当にあくまでも推測ですけれども、この2区間の段階建設計画という形で出していくのではないかと想像しております。

村山委員長 では、よろしければ、このあたりで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

小野 ありがとうございました。

村山委員長 では、続いて3番目ですが、インドネシアのクリーンコールテクノロジー導入促進プロジェクトということです。よろしく願いいたします。

伊藤課長 産業開発・公共政策部電力課の伊藤でございます。どうもお世話になります。

それでは、まずは担当の和田のほうから資料に基づきまして説明をさせていただきます。

和田 電力課の和田です。今日はよろしく願いいたします。インドネシア共和国クリーンコールテクノロジー導入促進プロジェクトの案件の概要を説明させていただきます。今日の時点で案件概要について説明させていただきますが、ワーキンググループは11月に予定されております。

本プレゼンテーションですけれども、プロジェクトの背景、概要、そして現時点での活動状況、最後に助言の依頼事項、調査スケジュールという順番でご説明させていただきます。

まず、背景としてインドネシアの電源開発ニーズについて触れさせていただきたいと思っております。インドネシアの現在の総発電設備容量は、2009年末時点の数字でございますが、約3万メガワットぐらい。そのうち75%がジャワ島、バリ島を含むジャワ・バリエリアと言われるところとスマトラに立地しております、実に9割がこの地域に存在しているということです。経済成長に伴って、ジャワ＝バリ＝マドゥラ系統という、インドネシアのメインの電力消費地の系統では、年8%を超える電力需要の伸びが見込まれていて、電源開発のニーズが引き続き高い状況にあります。

地図に示したとおり、黄色い棒グラフと右側のオレンジ色の棒グラフですが、2009年と10年後の電源設備の開発計画の数字をあらわしております。ジャワ・バリにつきましては2倍以上の伸びが見込まれていて、スマトラ、西部についても大きな伸びが見込まれているというような状況です。

インドネシアの電源構成のうち、この案件で対象にしているのが石炭火力分野です。石炭火力の開発計画については、インドネシアが石油の輸入国に転じたということもありまして、政府の脱石油政策のもと、石炭火力発電所の開発を推進する方針としておりまして、

最近ですが、2006年と2010年に石炭火力発電所の増設計画をそれぞれ最初は1万メガワット規模で、ジャマリ系統には10カ所7,500メガワットを建設する計画を打ち出すとともに、その後、2010年の大統領令ではさらに1万メガワットの発電設備の増設を計画いたしまして、その中の3割が石炭というものを占めています。他方、2番目に出てきた計画では、再生可能エネルギーの利用も重視しておりまして地熱の開発などにも言及しております。

国家電源開発計画によると、発電用の一次用エネルギー構成比率で石炭の利用というのは高い割合が続きまして、2008年の45%から2018年には6割ぐらいに達する見込みです。

次に、気候変動対策とCCTの必要性についてですが、インドネシアの電源構成の中で石炭の比率は、高めていかざるを得ない状況でございます。その中で、石炭によるCO₂の排出量をいかに抑制しながら進めていくのかということが、今の課題になっているところで

す。

インドネシアでは2007年のCOP13のバリの会合で、バリ・ロードマップを採択しまして、みずから気候変動対策への取り組みを強める姿勢を示しております。それから、具体的にはその中で地球温暖化ガスを2020年までに26%減することを目指しておりまして、国際社会の支援を受けた場合は、4割削減することを目指すことを表明しております。それから、エネルギー利用の効率化は、今後、増加する石炭火力発電所の開発とともに取り組み強化の必要性が高くなっておりまして、石炭火力の開発には、気候変動対策のためのCCT導入によって環境負荷低減を図りながら、発電の高効率化を目指したいという趣旨で取り組んでいます。

若干、つけ足しですが、グラフの中の一番下の灰色の部分が既に存在している設備容量ですが、黄色いグラフが需要の伸びを示しております。その下のほうからPLTUと示されているものが茶色っぽい色で示されている部分ですが、この部分が石炭火力開発で増やしていくということです。国営で増やしていくものと民間企業の投資で増やしていくところを含めております。PLTU IPPというところが民間企業の資金を使って、開発していくということです。

これをご覧になっていただいた後にお示ししたいのが気候変動対策との関係ですけれども、先ほどの需要の伸びに対してCCT導入の場合、気候変動対策にどれだけ資することができるのかということで、温暖化ガスの排出をなるべく抑制しながら、電源開発を進めていきたいという背景があって、今、取り組み始めております。

補足で日本とインドネシアの石炭分野の協力関係についてですが、周辺情報としてお伝

えさせていただきますと、日本は世界最大の石炭輸入国でございます。豪州、インドネシアに輸入量の8割を依存しております。豪州に次いでインドネシアが第2位の日本に対する石炭供給国になっております。世界的に石炭需要が増大していて、他の化石燃料の供給制約が増えている中、また、気候変動への対応等々から、産炭国との協力関係が日本としても石炭安定供給確保上から重要視されているという状況でございます。こうしたことを踏まえまして、日本とインドネシアではエネルギー政策対話や、石炭政策対話等々を通じて、また、クリーンコールテクノロジーのセミナーも開催して、石炭分野におけるインドネシア政府との協力関係を強化しております。

以上が背景で、次にプロジェクト概要をご説明させていただきます。

まず、目的は発電セクターのクリーンコールテクノロジーの導入促進を通じて、システムでいいますとジャワ島のあるジャマリ系統、それから、その西部に位置するスマトラ系統の持続的かつ安定的な電力供給、それからインドネシア政府が公約とするGHG削減目標の実現に貢献できればという趣旨で、プロジェクトを実施しております。CCT、ここで対象としているのは高効率の石炭火力発電技術でございます。特に超臨界圧発電、それから超々臨界圧発電、さらに石炭ガス化複合発電（IGCC）も視野に検討していくということで考えております。

主な活動内容としては、2025年を目標年次とした石炭火力発電技術の高効率化のロードマップ案をインドネシア側と策定していくということでございます。二つ目がそのロードマップの中での有望地点についてプレF/Sを実施して、高効率石炭火力発電所の実現可能性についてスタディをしていきます。それから三つ目が人材育成を行っていくということです。

この案件のカテゴリー分類ですが、JIACAガイドライン2004年4月のガイドラインにおいてAとなっております。ガイドラインに掲げる火力発電セクターに該当するためということで考えております。

これまでの活動状況ですが、2011年4月に案件をスタートいたしまして、ステアリングコミッティを開催するとともに、第1回ステークホルダー協議を現地で行っております。まず、インセプション・レポート協議をいたしまして活動計画を合意するとともに、環境社会配慮の方針の説明をしてきております。7月には第2回ステアリングコミッティを実施して、CCT導入のロードマップに関する協議を行ってきております。2020年までにはUSCの導入を、2025年ごろについてはIGCCの導入を検討する方向で考えていくというの

が、ロードマップの結論になっております。8月には第3回ステアリングコミッティを実施しまして、有望地点の評価を行いました。

活動状況をもう少しご説明をさせていただきますと、CCTロードマップですが、2020年近辺から2020年代後半からUSC、効率43%の石炭火力発電所を徐々に導入していきたいというふうに考えるロードマップになっております。IGCCにつきましては2025年以降、他の国での商業化をにらんで、インドネシアでも検討していきたいというふうに考えております。

活動状況の続きでご説明させていただきますと、今のロードマップに基づいて、発電所の候補地点がどこに当たるのかということをおインドネシア側と検討してまいりました。インドネシア側から提示された11地点の候補地点の中から最も適する、特にジャカルタの需要に対応するという意味合いで、必要性が高いだろうと思われる地点の選定をすることになりました。

そのモデル地点の選定に当たりまして、そのプロセスを紹介させていただきたいと思えます。まず、モデル発電所の候補地点をリスト化しまして、その中には新規に接続するものと、既設をリハビリするものと増設するものというようなものが混在しています。ワーキンググループのときにも詳しく議論させていただければと思うんですが、この地点についての調査を行いまして、CCTロードマップの考え方を反映して、スクリーニングをするという手順で考えてきております。

ファーストスクリーニングでは、地点の電力需給状況を踏まえた比較優位を検討しまして、あまりに遠方で効率が悪いところなどは最初にスクリーニングアウトします。セカンドスクリーニングにおいては技術的な面を考慮しつつ、同時に自然環境影響、社会環境影響についてスクリーニングクライテリアを設けまして、検討するというようなプロセスを経ております。3番目のスクリーニングで経済面の検討をいたしまして、事業効果と経済性の高いモデル発電所を1地点、選ぶというような考え方で進めてきております。

そこで、一つ選ばれたのがボジョヌガラというところでございます。若干、航空写真でお示しいたしますと、海沿いのこういった地点になっております。この地図ですと下のほうに書いてある左から二つ目ですが、矢印の先を見ていただきますと、Jakartaと小さく書いてあるかと思いますが、ジャカルタにかなり近い地点です。そのボジョヌガラ地点の航空写真はこのようなになってございまして、今後、このプレF/S地点の環境社会影響がどういふものであるのかということをお慎重に検討してまいります。もう少し拡大した図がこの

ようになっております。

今のところはこの地点が、ここがいいのではないかとということで選定したところまでできていますが、その詳細というのは、まだ具体的にはこれから調べていくというような段階にありまして、ワーキンググループの際にここでの環境スコーピング案について、検討をさせていただければと思っております。

調査スケジュールを最後にご説明したいと思いますが、4月にベーシックスタディ段階としまして、第1回目の青い三角ですが、ステアリングコミッティの実施とともに、下がっていただいて最初のステークホルダー協議、SHMと書いてあるステークホルダーミーティングを開催してきております。ここで、インセプション・レポートの説明等々をやってきています。7月は青い三角でセカンドステアリングコミッティ、8月にサードステアリングコミッティと進んできています。9月以降、中段の黒い長いバーがありますが、ここで環境社会配慮に関するスタディを現地で実施していきたいというふうに考えておるものです。結論としましては2012年5月に最終的な報告書を取りまとめて、この案件を終了したいというふうに考えております。

以上、概要でしたが、説明はここまでとさせていただきます。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。早瀬委員、どうぞ。

早瀬委員 活動状況のところ少しわかりにくかったので教えてください。活動状況でモデル発電所候補地点検討ということで、スクリーニングのプロセスを書かれておりますけれども、この候補地点というのは11地点から1地点に絞り込むためのプロセスというふうに理解していいのでしょうか。そうすると、もし、そう理解するとすると、この11地点を選定されたプロセスというか、そのときの考え方というのはどうなっているのかということが少し気になるんですけども、教えていただけたらと思います。

和田 ありがとうございます。

まず、地点ですけれども、候補地点の選定はこの11地点がインドネシア側と検討の俎上に上げられたもので、この中から1地点を選定していくということで合意したところでございます。

伊藤課長 11地点がどのように選ばれたかにつきましては、先ほど和田のほうから申し上げましたとおり、インドネシア側のほうにCCTを導入していく可能性がある地点を出してほしいというふうに依頼したところ、先方から出てきた地点でございます。ですので、

その中からとんでもないところがあれば、選定の過程の中で外していくということが可能かというように考えている次第です。

和田 考え方ですが、まず、最初の地点の特性によって電力需給を考えて、地域特性で適さないだろうというところを最初に間引く作業をいたしました。その次にはセカンドスクリーニングということで、技術面の検討という中では土地の広さが適切なのかどうかとかを含めて、高効率火力発電所の建設なので一定規模の面積が必要だと。そのアベイラビリティがどうなのかというような観点とか、それから地形状況とか、山岳地帯にはなかなか建てるのが難しいので、そういった状況であるのかとか、それから冷却水等の確保の可能性だとか、そういったことを含めたテクニカルな部分の検討をしてきました。

環境につきましては、その地域にどれくらいの人が住んでいるのかとか、保護区が含まれているのかとかを環境団員に入っていて、検討してきているところでございます。ワーキンググループの際にインテリムレポートを事前にお配りすることになっておりますので、その中で、その考え方の詳細についてはより詳しく記述されています。表が細かいので本日はスクリーンで映していませんが、一応、スクリーニングの基準というようなことで、ファーストスクリーニングの時点では一番上のところで地域バランスとかを考えるというようなことで、マトリックスをイメージとしてはこういったことを考えて、調査団とインドネシア側で検討してきたところでございます。

早瀬委員 これは今回の調査を実施するに当たってのモデル地点の検討というふうに理解しておいていいんですね。特に11地点が今後の発電所の立地ということで、政府の方で決めているということではない、単なる調査のための地点だという理解でよろしいですね。

和田 そのとおりです。

伊藤課長 若干、補足だけさせていただきますが、インドネシア側においても今後、検討していく上に当たって、一定レベルの調査がないと彼らも検討が進められないので、そういう今後の検討を進めていく上での参考としていくために、プレF/Sレベルのものでもいいので調査をしてほしいと、そういう趣旨でございますので、これをやったから、即、必ず確実に実行されるというわけでもないということかと思えます。

田中副委員長 今の関係でちょっと教えてほしいんですが、プレF/Sをやっているのはこの1地点のみですよね。そういうことで理解でいいわけですね。11地点から1地点に絞り込む、その前提は一応はインドネシア側と協議をした上で、こうしたスクリーニングプロセスを経て絞り込まれたと。その1地点、ボジョヌガラですかについてのプレF/Sをやっ

たので、そのプレF/Sについてのスコーピング案について審議をしてほしいと、こういうことですね。ですから、11地点のところまでまた戻るということになると、これまた、大がかりな話になりますのでということで、そういう理解でよろしいですね。

和田 はい。

長谷川副委員長 今に関連しまして、1カ所選定されたものに対するスコーピングに対する助言ということによろしいかと思うんですけども、それに対する環境配慮調査のレベルがIEEなんですね。IEEはどういう内容でやるかという場合と深くEIAをどうやるかという内容については、助言の濃さが違うと思うんですね。このスケジュールを見るとIEEと言いながら、しかも1地点しかやっていないのに7カ月かけているんですね。我々委員として心構えとしては本当にIEEレベルのもので終わらせていいのか、あるいはEIAのつもりで助言した方がいいのか、ちょっとインドネシア側とかかわり、向こうのIEEの使い方が違うかもしれませんけれども、この考え方を教えてください。

和田 ありがとうございます。

基本的には石炭火力発電所の建設なので、その後、EIAなしでは建設事業に取り組みないという認識であります。IEEレベルというのは幅がちょっとありまして、当初、地点が選ばれる前においては、スコーピングも考えにくいということもあって、IEEレベルでというような考え方でスタートしましたが、1地点が決まると徐々に検討の段階を深める必要がございまして、現地調査ではボーリングなどは行わない予定ですが、地形・地質も含めつつ、住民がどれだけいるのかというのはかなりの部分、EIAをサポートできるようなレベルの調査項目を考えたいなと思って取り組んできております。

村山委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、一通り、今日、ご報告いただくべきものは終わりましたので、2-2の方、こちらまで終わって休憩にしたいと思います。スケジュールの確認をお願いいたします。

河野課長 それでは、議事次第の裏に書いていますスケジュールに沿って確認をさせていただきます。

まず、1点目が上から五つ目の10月26日、先ほどご説明しましたインドの超臨界石炭火力発電所、これのワーキンググループでございます。大変申しわけないんですけども、今年度中の借款規約を目指してございまして、スケジュール的には水曜日、10月26日にお願いしたいと思います。当初、月・金ではないですので、今、委員はアサインされてい

ませんので、この場でご希望の方を募らせていただければと考えております。

村山委員長 ということですが、水曜日というか、この日、26日にご参加いただける方がいらっしゃればぜひ申告というか、お申し出いただきたいんですが、日比委員、岡山委員、あとはいかがでしょうか。私も可能といえれば可能なんですが、ただ、この週の月曜日も入っているので、ここにどなたか、もしかわりに入っていただければ、こっちに移れるという状況なんですけれども、両方は厳しいですね。ほかの委員からはお声が上がりませんか。

田中副委員長 ほかの曜日に回すということは想定はされていない。この日、26日がピンポイントで。

河野課長 10月28日、先週9月30日をキャンセルさせていただきましたけれども、この日程にずらすことは可能かと思えます。ただ、原課としまして11月4日に助言を確定させたいということがありまして、デッドラインとして10月26日かと考えているところです。

田中副委員長 ハードだけれども、そこでやるという手もあるということですね。28日の金曜日。金曜日だと何か4名ぐらい、いつもセットされていたんじゃないかなかったですか。

村山委員長 仮に28の金曜日だと可能だという方はどの程度いらっしゃいますか。4名。どうでしょうか。そちらにしたほうがどうも人数は確保できそうですが。

河野課長 できましたら、それでもよろしいでしょうか、金曜日の方です。

村山委員長 では、28、金曜日ということで。

河野課長 すみません、もう一度、確認させていただいてよろしいでしょうか。松行先生と松下先生と岡山先生と田中先生ですね。

続きまして、10月31日のワーキンググループにつきましては、予定が入っていませんので、キャンセルという形にさせていただきます。

長谷川副委員長 そうしましたら、村山先生が24日で28日は厳しいというふうにおっしゃっていましたよね。

村山委員長 ただ、その話はもう曜日が変わったので。

長谷川副委員長 というのは、月曜日に長谷川が消えるのであれば、村山先生の24日に私が入らせてもらって村山先生が先ほどのところに入った。わかりました。

田中副委員長 長谷川先生がよければ24に入ってもいいんじゃないですか。

長谷川副委員長 どうでしょうか。もう4人でいますよね、ここは。

村山委員長 とりあえず、31日はキャンセルになったということで、11月も少しご説明いただいたほうが。

河野課長 そうしましたら、11月7日、確認ですけれども、ジャカルタ首都圏幹線道路につきまして、今、予定されていますのが石田先生、谷本先生、原嶋先生、満田先生となっております。この4名の方で大丈夫でしょうか。松下先生も入られると。あと、石田先生と満田先生については後ほどまた確認させていただきます。

続きまして11月11日、ベトナムの南北高速鉄道のスコーピングですけれども、現状5名、岡山先生、武貞先生、田中先生、早瀬先生、平山先生となっております。これで確定ということでもよろしいでしょうか。

続きまして11月14日、これも確認ですけれども、インドネシアのクリーンコールテクノロジー、先ほどご説明したものですね、石田先生、長谷川先生、原嶋先生、日比先生となっております。確認ですが、これでよろしいでしょうか。

それでは、最後に11月25日、ベトナムのオモンコンバインドサイクル発電所ですけれども、これは岡山先生、早瀬先生、平山先生、松行先生ということでございます。これも確認ですが、よろしいでしょうか。それでは、これでやらさせていただきます。

村山委員長 ありがとうございます。

新しい委員の方は、事実上は12月以降ですかね。

河野課長 既に11月は決めてしまっていますので、ただ、11月18日は3人しかいらっしやらないので、そこはどなたかに入っていただくということはあるかもしれません。

村山委員長 わかりました。

では、よろしいでしょうか。スケジュール確認をいただいたということにしたいと思えます。

では、2-2まで終わりましたので、一旦、休憩を入れてワーキングの報告、今日、5件ありますので、主査の方はできるだけ短目にご報告いただくということでよろしく願います。では、休憩を入れさせていただきます。

(休 憩)

村山委員長 それでは、再開をさせていただきます。

3番目がワーキンググループ会合報告及び助言文書の確定ということで、今日、5件あります。

最初がコスタリカの地熱開発事業のスコーピング案ということで、主査は満田委員です

が、今日のご欠席ですので、かわりにご報告いただける方は、田中副委員長、コスタリカの地熱開発、田中副委員長でよろしいでしょうか。

田中副委員長 私のところにご本人から、満田さんから電話をいただいたんですが、私は前にもこういう事前報告をやっているのので、できればどなたかにと言ったんですが、いいですよ、もし調整できていないようであれば。

村山委員長 よろしいですか。では、お願いします。

田中副委員長 負担が負担なので、事務局にぜひお願いしたいと思うんですが、何回、主査をやりましたとたしかカウントしていますよね、細かく。ですから、代理をやったのもちゃんとカウントしておいていただいて、全員で負担を軽減しながらやるというのが趣旨だと思いますので、できればそうしていただけるとありがたいなと、ごめんなさい、そういう要望を申し上げます。

河野課長 承知しました。

田中副委員長 コスタリカの地熱開発事業のことですが、8月26日にワーキング会合を行いまして、委員としては高橋委員以下、私、原嶋委員、日比委員、満田委員の5名で行いました。

事業の概要そのものは既に案件でご紹介されていると思いますが、非常にコスタリカにおいてはこうした地熱発電が大変豊富だということで、かつ、この地域においては既存の地熱発電をさらに追加的に行うという、こういう増設ということになるんでしょうか、ということでございます。ただ、問題は自然公園といいますが、非常に自然地に近いところに隣接するものですから、そこの関係でやや課題があるかなということで、助言をまとめてございます。

次のページを開いていただきますと、まず、助言案の項目でございますが、全般的事項としては特に隣接する国立公園についての指定の理由であるとか、土地利用に関する規制概要について明確にしておいてくださいということ、それから、あわせて2番、3番のところがあるんですが、プロジェクトの実施エリアとそれから国立公園との関係でかぶる場合があるのではないかと。事業地から500メートルをバッファゾーンとして考えているということなんですが、そこが国立公園にかかった場合の国立公園に何らかの影響を及ぼすと、3番のところですけども、判断されるときには計画地の見直しも含めた再検討を行ってほしいという、こういうことをしてございます。

それからあと、いろいろな地図上の問題で、入り口部であるとか、整備道路ですかね、

それから事業予定との関係とか、こういう図面的なものもきちんと入れてくださいねというのが次の4番です。それから5番のところは代替案のことをごさいますて、一応、発電方式と施設の配置ですかね、ある程度、場所が決まった上でのこういうことを代替案を検討するとしているけれども、一応、立地場所についても所定の事業プロジェクト全体の中で、どういう場所がいいかという立地場所も含めた検討も行ってくださいというのが5番のところでは。それから地熱発電規模ということで事業の中で分類がされています、コストリカの制度の中で分類がされているのをきちんとどの分類、コストリカのEIA制度の中の分類を明記してくださいというのが6番目のところです。それから7番のところですが、先行発電所というのは既に既設で動いている地熱発電所がありますので、地熱発電所の影響を含めてモニタリングをすると、そういうことで、今後、どのようにモニタリングをし、計画に反映するのか、その方針も含めてくださいねということで、既存の先行している発電所の影響も含めて考えてくださいというのが7番目のところです。

以上が全般的な事項をごさいますて、あと、8項目めは地熱発電が一種の観光資源となって、もちろん、国立公園そのものもツーリズムの対象なんですけど、そういう形で観光客の入り込みがあるということで、2カ所のホテルがあるので、その位置関係を明記してくださいというのが8番目のことです。

それから9番以下、社会関係の項目が幾つかありますが、9番、10番ですかね、特にこの地域では人口増加が進んでいるということで、人口増加がどういう原因で起きているのか、それから、それはどのような影響を及ぼしているのか、それからあと、放牧が行われているということですが、放牧の範囲がどのぐらいまで広がっているのかというようなことを明記してくださいということが社会項目の二つの項目です。

それから、以下、11番からはスコーピングの項目について具体的に助言をしておりまして、例えば影響の程度が不明というC評価の項目が随分多いんですが、実際には重大な影響あるいは一部の影響が想定されるというBとかAとかいう、そういう評価があるのではないかとということで、その点の評価の見直しについて、11番、12番あたり、また、13番あたりもそうなんですけど、評価の見直しについて言及したところです。いずれもC評価についてはAとかBになるのではないかと。それと、AとBについてもA+の評価もあれば、A-の評価もある。プラスマイナスもきちんとしてくださいということです。

それから、14番と15番は特に河川に対して汲み上げた水、温泉水が一部、流入することがありますので、その影響についての評価であります。これが14番と15番でございま

す。それから、あわせて放流した影響が放流先でどういう影響をもたらすかということで、魚類への生態系であるとか、住民生活への影響についてもきちんと調査・検討してくださいというのが16、これも水の関係になります。

それから、17番目はもう少し広いところで、直接的には当たりませんが、隣接するということで、国立公園における生物であるとか、景観とか、あるいは環境産業などへの影響についても調査・検討してください。そういう要請をしております。

それからあと、プロジェクトのエリアと直接影響の土地の権利関係ということで、そもそも、どちら側がどういう土地関係になっているんですかということを目指したものでございます。それから、同じように19番もNGOという記述がありまして、大規模な土地をNGOが所有しているという記述がありますが、それについての内容を明らかにしてくださいということです。当該NGO、つまり、NGOが保有している土地の保有者はどのような見解を持っているかということも明らかにしてください。

それからあと、20番、事故の関係です。交通量が増加するだろうから、事故を含めてください。それから、送電網、これも新設があるでしょうから送電網と、それから、さらには道路が増えるということで道路のアクセスの増設の有無があれば、そのことについての影響も触れてくださいということ、それから、騒音・振動については、いわゆる発電機器が動き出しますので、当然、近傍への影響が懸念されるわけですが、影響の程度は不明という記述についてコメントしてございます。どのような意味か、明確にしてください。それから、地域経済についても当然ながら、この事業を行うことで農業や観光業について、場合によってはマイナス影響が出るのではないかとということも含めて、その影響も調査して記述してくださいということです。

それから、24番は地下水のことで、地下水を汲み上げても影響なしとなっているけれども、本当にそうですかということで、地下水の影響についての検討を含めてくださいということ、それから、25番、温暖化の関係ですが、温暖化では地熱発電というのはそもそも再生可能エネルギーに分類される一つでございますので、共用時においては長い期間を見れば温室効果ガスが抑制されるということで、正の影響が出るのではないかとことですね。他方で、実はこの事業によって、一部では森林伐採が行われますので、それによるマイナス面の影響についても触れてくださいということで、両面がありますよということです。

それから、26番は土壌汚染の関係で、結局、地下の掘削に伴って地下にパイプを掘って

いきますので、その結果として汚泥による汚染が懸念されるということで、この点についての言及をしてくださいということ、それから27番、生物多様性、これは28番にもそのようなことが書いてございますが、調査、工事、共用後の各段階においての十分な調査検討をすること、それから文化遺産についても一部あるということですので、それについての影響について記述することということで指摘をしてございます。

大変多数の項目にわたっておりまして、取りまとめた内容でございます。

以上でございます。

村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ワーキングの委員の方を含めて、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、これで助言については確定ということにさせていただきます。ありがとうございました。

田中副委員長 ありがとうございます。

村山委員長 では、次、2番目です。アフガニスタンのカブール首都圏緊急水資源開発プロジェクトということで、主査は私が務めましたのでご報告をさせていただきます。

ワーキングは8月29日に開きまして、適用ガイドラインは2004年のガイドラインということになっています。従って、答申を出すということになります。

めくっていただいて答申案ということになりますが、この事業についてはカブールの北部にある扇状地、それから、さらにその北にある川に対して二つのダムをつくるということで、この扇状地と二つのダムが対象になった事業であるということです。

調査背景と計画については、そういった複数の事業がありますので、その上位にあるマスタープランについての位置づけを明確にする、それから幾つかの事業ですので、複合的な環境影響についても評価をすると、さらにはかなり広範囲にわたっていますので、そういった地域の住民の水利用に対する影響についても確認をしてほしいということになっています。

それから、共通してステークホルダー協議について、可能な限り、関係者に協議に入ってもらえるような仕組みをつくった方がいいと、さらに既にステークホルダー協議が行われているんですが、記録の中で属性がよくわからないというところがありましたので、そこについて明確にしてほしいということが5番目になっています。

その後が各事業についての答申、コメントということになっていますが、まず、パンジ

シールという名前がついている扇状地については、水理モデルを使って影響がどの程度かということを確認してほしい、それから地下水の集水技術、扇状地から地下水を汲み上げるという話なんです、そのための影響が最小化になるような技術ということを考えていることです。それから3ページ目について、8番が浄水の処理技術についても検討した方がいいということです。

それから、社会影響についてはスコーピングで挙げられている項目の中で十分、分析がされていないというものがありましたので、その点について評価をしてほしい、それから狩猟活動への影響、さらに導水とか、関連施設による影響、特に社会影響についての明確化が必要ではないかというところが9番から11番ということです。

それから、2番目がサランダムという開発事業、これについては代替案の検討を十分やってほしいということ、それから、環境影響の中では土壌浸食が影響なしというふうになっていましたが、これは再検討してほしいということになっています。

社会影響が14番から15番ですが、ここについては漁業活動への影響、それから、こちらについても先ほどの扇状地と同じようにスコーピングで挙げられた項目で、分析が十分じゃないように思われるものがありましたので、これについて検討してほしいということです。

最後、もう一つのダムであるグルバハールですが、こちらについては既にEIAが終わっていて、これを確認するという程度だったんですが、その後、どうするかと。結構、JICAがつくっているガイドラインと乖離があった部分がありますので、この点について、今後、どうするかということについて明確にしてほしいということが最後になります。

以上、答申案ということになりますが、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。早瀬委員。

早瀬委員 二つほど質問させてください。一つは2番なんですけれども、2行目に複合的な環境という言葉があるんですが、この複合的なというのは何と何との複合なのかというのがちょっと理解できなかったんで教えていただきたいと思います。それと、もう1点は6番ですか、これは水理モデルを検討するというのと、重大な影響を及ぼさない範囲であることを確認するという二つのことが書かれているんですが、主要な目的は後者のほうかなと思うんですけれども、そうすると水理モデルを検討する、水理モデルというのがどんなものを意図されておられるのかというのがよくわからないんですが、これはどういう要請なのかなということを少し知りたいなと思いました。

村山委員長 まず、1番目ですけれども、先ほど申し上げたように扇状地から地下水を汲み上げるという事業と、さらにその上流のほうにある川を対象にしたダム2カ所、これがあるということです。そのため、こういった流域全体を考慮した複合的な影響という表現になっています。

早瀬委員 活動が複合的であって影響ではないですね。わかりました。

村山委員長 そういうことですね。

それから、6番目についてはたしか田中副委員長からのコメントだったと思いますが。

田中副委員長 私のほうから。水理モデルというのは結局、雨がどれだけ降って、それが表面を表流水としてどれだけ流れて、どれだけ地下に浸透するか。話を聞いたり、データを読む限りでは扇状地であって、割と豊富な地下水、扇状水があるという、こういうご説明なんです。それをちゃんとモデルといいますか、量的に一定、想定してくださいねというのが水理モデルの意味です。そういう形で量を書く。

そうしないと、実は地下水量を相当とるということが結果として河川に流れ込んでいる、いわゆる源流となっている河川の量に影響を与えるのではないかと、そういう懸念があるものですから、十分な供給量があると、地下水が供給されるというけれども、本当にそれは大丈夫でしょうか。そこは重大な影響を及ぼさない範囲であるということを確認してくださいということです。ですから、扇状地全体の水の流れ方の動向を確認した上で、取水量が河川水量に一定の範囲におさまっているということを確認していきましょう。そういう要請です。

早瀬委員 そうすると、後者のほうの確認をするために、どうしても必要な手法ですよ。ね。

田中副委員長 ということです。たしか、そのような何かモデルで検討するというような話がたしか表現の中にあっただように思いましたので、それでこの表現を使ったと思いました。

村山委員長 では、ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、これで、この点についても答申確定ということにさせていただきます。ありがとうございました。

では、3番目ですが、フィリピンの河川改修の環境レビューということです。高橋委員、よろしく願いいたします。

高橋委員 フィリピンのパッシング・マリキナ川河川改修事業のフェーズ ということ、

この環境レビューに対する助言案ですが、9月12日にここに表示されているような形でワーキンググループを開催いたしました。

この案件ですけれども、パッシング川、マリキナ川という両河川と合流して河口に注ぐわけですけれども、マニラ首都圏で洪水対策のための河川改修をしようということで、主に浚渫などを行って、また、その浚渫土砂などを袋詰めして構造物などにも使うと、こんなような事業であります。

この助言案ですが、まず、一つは全体的な事項として二つほどございますけれども、具体的ないわゆるハードの事業以外にも、さまざまな形で洪水対策というのは必要になるわけですが、そういったものも含めて、例えば洪水対策委員会といったようなもの、あるいは構造物維持管理の体制を整備をすると、こういうようなことと本事業、いわばハードの事業との関係、これをきちんと確認をしてくださいというのが1点目です。それから、実際、この河川敷の土地の境界がはっきりしないということで、河川敷内でいろいろな開発が行われるおそれがあります。そこで、河川境界の明確化、あるいはその対応方針といったようなことについて、確認をしてほしいというのが2番目であります。

それから、3、4、5、これは環境影響ですが、実際に工事に伴って石材の搬入とか、あるいは土砂の移動、こういうものに伴う粉じんの大気汚染あるいは廃棄物の処理、さらには浚渫物の処理、こういったようなことについて影響がないかどうか、確認をすると。必要があればその対策の強化を検討してほしいということでもあります。

そして、6番目の社会影響でありますけれども、河川沿いに、先ほどフェーズ という言い方をしましたが、フェーズ 、フェーズ という事業が既に行われています。こういった事業などに伴いまして、例えば土手に河川公園が整備をされるといったようなことがあります。その河川公園を維持管理のアクセス道路に使うとか、さまざまな工事に伴います影響、あるいは管理に伴います影響、こういうことも想定されるものですから、それについての周辺住民への影響、これを確認してほしいということです。

7と8は環境管理計画、補足環境影響評価の報告書などがありますが、この中でいろいろ不明確な点があるということがあります。その点について確認をしてほしい、8番目も掘削・浚渫の処理についての方針を確認してほしいということです。

それから、9から12については住民移転についてでありますけれども、これは先ほどお話をしたフェーズ 、フェーズ 、そういう過去の事業においても住民移転でいろいろトラブルもといいましょうか、移転先などについての不備に対する意見も出ているというこ

とがありますので、フェーズではそういうことがないように、きちんとしてほしいということがあります。そこで、9番目については、そういったさまざまな情報なども含めて提供すると。それを踏まえた住民移転計画になっているかどうか確認をする、あるいはLocal Government Unit、LGUが実施をする事業移転、こういったものが十分補償などが行われるのかどうか、そういう情報が提供されるかどうか、こういうことをきちんと確認をしてほしいということ。それから11番目も58世帯という移転ですけれども、この移転についての合意について確認をする。12番目は苦情処理についてもきちんと苦情処理委員会の形成等について確認をするということです。

それから、13番目と14番目、その他ということがありますが、川ですから全体的に上流から下流まで、これを踏まえないと洪水対策もできないということで、上流部でのダムとか遊水地、そういった計画と下流部での本事業との整合性あるいはその関係性、こういったものをきちんと確認をするということ。それから14番目も同じように流域全体での治水、こういったものについての連携について確認をするということでもあります。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この件はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、こちらについても助言確定ということにさせていただきます。ありがとうございました。

では、4番目、バングラデシュの都市交通網整備事業、環境レビューになります。松下委員、お願いいたします。

松下委員 議題がバングラデシュのダッカ都市交通網整備事業に係る環境レビューについての助言案作成ということでありまして、ワーキンググループ委員は、石田委員、田中委員、柳委員と私でした。9月16日にワーキンググループ会合を開いています。

概要については既に資料がメールで送られていると思いますが、ダッカにおいて大変に交通混雑が深刻化しており、人口増加、経済成長に伴って、さらに交通需要がふえるという状況の中で、いわゆるMRT6号線と、そういう都市交通網の整備が優先プロジェクトとして準備されて、それに対する環境レビューについての助言を求められていたわけでありまして。それで、環境レビューの扱いについて、助言の扱いについて田中委員から問題提起がありましたが、これについては次の議題で議論されるということで、それは省略をいたします。

助言案ですが、裏側を見ていただいて、住民協議について影響を受ける人々の5割強が貧困層であり、なおかつ、その3割が特に貧困層であるということで、リセットメント・アクションプラン、RAPがどの対象者に対しても公正に実施されることを目指して、特に最も貧しい人々や最も遠ざけられている人々といった人に対して、個別に丁寧なインタビューをすることと、その結果をRAPにフィードバックするよう、そういうことを実施機関に申し入れることが第1点として挙げられています。

次の2から4までは騒音・振動と大気汚染、水質も含めたモニタリングと環境保全対策であります。

2番のところですが、たしか、これは少し古いバージョン、大気質、水質と同様にというところはたしか削除するというのが最新の最終のバージョンだったと思います。ちょっと事務局に確認していただきたいんですが、一応、ここは落とした上で、騒音・振動について建設時及び操業時のいずれにおいても、定期的な監視モニタリングとして、騒音等の状況を的確に把握をできる適切な測定地点を設定し、適切な頻度で適切な期間（特に操業時）、測定する旨を盛り込むということであります。

それから、3番目は周辺住民から騒音・振動について苦情が出た場合に、追加的な保全措置をとるようにと、それから防音・防振対策の一つとして長レール化について検討し、可能な場合には保全措置に盛り込むこととあります。

それから、4番目は大気質と水質の監視モニタリングについてであります。沿線の大気汚染状況が的確に把握できるよう、適切な測定地点、測定頻度及び測定期間を設定すること。それから、特に測定期間は事業実施の間は継続することを盛り込むこと。実は、今、読んでいて気がついたんですが、大気質及び水質の監視モニタリングというふうに始まっていて、次のところが沿線の大気汚染状況がということで大気汚染だけに言及しているので、これだとちょっと水のことが抜けているので、提案ですが、沿線の大気汚染状況等というふうに変えてはいかがかと思います。

それから、次が残土処理であります。高架構造等の建設に伴いまして建設残土が発生すると。それについて指定された場所で処分する措置が示されておりますが、二次公害が発生しないように、処分場・処分方法の確認と監視を実施する旨を盛り込むこととあります。

それから、次がモーダルシフトによる大気汚染改善について、今回は自動車交通から公共交通への転換ということが一つの目的であります。そういったことが推進されて大気

汚染が改善されることを目指して、例えば利用料金の多面的メニューを活用して、経済的インセンティブに配慮した、そういった総合的な交通需要管理によってモーダルシフトを促進すると、そういうことなど、区域内の自動車交通量をできる限り抑制する方策を検討することです。

それから、次が代替植樹について、高架建設等に伴い、植栽伐採の緩和策としてMRT高架下の代替植樹には大気汚染に強い樹種を選定し、操業時に生育状態をモニタリングすること。

それから、8番目は利便性の向上であります。利用者の利便性を高めるために、MRT駅舎と周辺の建物・都市計画との連携を図るよう配慮すること。

以上であります。

村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。柳委員。

柳委員 先ほどの助言案の4のところですけども、「等」というのは確かに便利な言葉でありますけれども、日本人は随分わかるけれども、「等」というのは何かなのというのがわかりにくいといけないので、大気汚染や水質状況がというふうに具体的に記述する方がいいと思います。

村山委員長 松下委員、それでよろしいでしょうか。

松下委員 結構です。

村山委員長 ほかはいかがでしょうか。早瀬委員。

早瀬委員 建設時と操業時という言葉があるんですが、我々がよく使うのは建設時と供用時という言葉を使いますけれども、ここで特に操業時という言葉にしておく必要があるのかなというのがちょっと気にかかったんですが、4番には事業実施の間はという言葉がまたあるんですけども、このあたりの言葉の整理はよろしいんでしょうか。

村山委員長 今の点はいかがでしょうか。

松下委員 どちらかに統一することで特に異議はございませんが、例えば6番を事業実施時というふうに修正するというのでいかがでしょうか。

村山委員長 6番の操業時というのを事業実施時。

田中副委員長 むしろ、事業実施というと工事中というイメージにとられると、ちょっとあれかもしれませんね。ですから、むしろ、ご指摘のように供用時とか操業時か、これは鉄道ですね、鉄道計画ですので、事業実施というよりは工事期間ではなくて、むしろ、

鉄道事業が実施されている、共用されている段階と、そういう指摘です。

松下委員 それでは、共用時と。

田中副委員長 供用時とかで統一した方がいいかもしれませんね。これはたしか操業時というのがJICAの文章か何かに入ったものだから、それを受けて助言案に盛り込んだと思います。一覧表の中にそういう表現があって、そこに合わせたと思います。

村山委員長 谷本委員。

谷本委員 一つ、ぜひ、考えていただきたいというか、我々が考えるべきなんですが、7番の樹種ですけれども、できるだけ在来という言葉でいかがでしょうか。これはぜひ考えてできたらと思います。

柳委員 在来の種で大気汚染に強いものということはいいと思います。

松下委員 在来のと入れることに私は特に異存はありません。

村山委員長 そうすると、在来の大気汚染に強い樹種ということでもいいですか。在来という言葉でうまく表現できているかどうか。

升本次長 すみません、基本的な方針としては全く異存はないですけれども、そういうものが本当にそこに存在するかがわからない中で断定はちょっとつらいかなと。可能な限りぐらいをつけておいていただければと思います。

村山委員長 可能な限り在来。

柳委員 そうすると大気汚染に強い樹種を選定、選定するということがまず第一なんです。それで、選定した樹種が在来のものであるのが望ましいということなんです。だから、そういったニュアンスが通じるような表現案にしておかないといけないかなと思います。

村山委員長 大気汚染に強いことも、望ましいというふうにとられては困るということですね。そのあたりはどうでしょうか。今、文案ができれば確定ができると思いますが、時間がかかりそうであれば後日ということにしましょうか。

松下委員 それでは、例えば大気汚染に強い樹種（できる限り在来樹種）を選定し、供用時に生育状態をモニタリングすることということでしょうか。

村山委員長 よろしいですか。では、そのような形でお願いしたいと思います。

ちょっと確認をすると、2番の最初の大気質、水質と同様にというのが削除、それから2番目、最後の行の操業時というのを供用時、4番の……。

田中副委員長 1行目にも操業時がある。

村山委員長 本当ですね。1行目の操業時も供用時と、4番目の1行目の大気汚染状況と
いうのを大気汚染や水質状況、3行目の事業実施の間はというのは。

田中副委員長 供用の間はということですかね。そういう意味だと思います。

村山委員長 供用の間は、でいいですか。

6番の操業時を供用時、それから7番が先ほどの大気汚染に強い(できるだけ在来の)樹
種ということでもいいですね。

田中副委員長 その次も。

村山委員長 本当ですね。操業時を共用時と。

以上ということですが、よろしいでしょうか。松行委員。

松行委員 8番なんですけど、MRT駅舎と周辺の建物・都市計画との連携を図るよ
うにというのは、MRT駅舎と周辺の建物をペDESTリアンデッキで結ぶという
意味だと思うんですけど、都市計画とは非常に幅広い概念でして、マ
スタープランから土地利用規制、あと、都市開発事業まで含んでしま
いますので、もし、そういった意味でしたら、この都市計画を都市開
発計画などと直していただいたほうが、より具体的に意味をとって
もらえるかと思うのですが、いかがでしょうか。

松下委員 私は異存はありません。

村山委員長 よろしいですか。では、開発という文字を入れるということ
ですね。

では、ほかにももしよろしければ、これで確定ということにさせて
いただきたいと思います。ありがとうございます。

では、最後、フィリピンの高速道路建設事業の協力準備調査、岡
山委員、よろしくお願
いいたします。

岡山委員 本案件は、フィリピン、メガマニラ圏高速道路建設事業、
中部ルソン接続高速道路建設事業、フェーズ ということ
で、最終報告書案に対する助言案になっております。グループの委員
は、佐藤委員、石田委員、原嶋委員と私の4名です。先週の9月26
日、月曜日に審議いたしました。

配付資料なんですけど、すみません、事務局に確認したいんです
けど、事前質問の回答表だけになっているんですけど、多分、ドラ
フトファイナルレポートの9章と協力準備調査スコーピング案の対
照表とを配っていただいていると思いますので、そちらの記載を
してください。

青木 ご指摘のとおりです。ありがとうございます。

岡山委員 お願いいたします。

では、内容にいきますが、全体的な事項としましては全体の高速道路計画の中の一部ということで、全体のマスタープラン、さらにその上位政策である国家交通政策、そのさらに上位のフィリピン国家計画等々との位置づけを明らかにしてくださいということ、それから代替案の検討に関しましては、どんな理由によって代替案2というものを選定したかが明瞭ではないため、それを明らかにしていただきたいということです。

スコーピング案に関しましては、教会があって、それが今回の路線にはかからないということで、影響ないということでしたけれども、一応、コミュニティセンターとしての教会に影響がないということをお明らかにしてくださいという意味です。

環境配慮としましては、このあたりはかなり洪水が多い地域で、水が多いということはお水田地帯でもあるんですけれども、本事業によって農地が喪失することによって、その灌漑水がだれに帰属するか、どのように余剰水が配分されるかということに記載すること、洪水地帯であるので、供用後の洪水に関する影響も対策を記述することと、それから、生物種も特に変化はないということが書かれてはいるんですけれども、一応、季節に変動があるであろうということで、あるか、ないかということを確認して追記をしてください、7番としましては、盛り土の建設なんですけど、盛り土方式なんですけれども、その土砂、コンクリート資材等々の調達についても明記してくださいということです。

社会配慮なんですけど、ここは8番から18番まで一番多くなっております。ということは、結局、ここがポイントだったんですけれども、8番はモニタリングのコンサルタントに関して、9番はコンサルテーションミーティングの内容についても、内容を属性ごとに記載をしてください。

10番から16番までが本案件に関して、喪失される農地に関して影響を受ける人たちにに関しての記述になっています。農地の喪失によってどれだけ所得が減少するか、それから、そこに依存している土地権利を持たない農業従事者人数や属性を明らかにしてほしい、それから、移転住民としては20世帯が移転反対の意向を示しているんですけど、その理由を記載すること、それから、移転の意思の調査に関しては、文言だけの話ですけども、very much willingということはおあまりにも積極的過ぎるので、agreedぐらいにしてくださいと。

それから、14番は、今度、土地権利を持たない農業従事者というのが実は2種類ということが、本当の小作と借りている小作、ちょっとわからないんですけども、若干区分がありまして、その人たちに関して、土地の権利を持つ農業従事者と権利を持たない従事者に

対しての補償内容等々が明らかでないので記載をしてほしい、かつ、換地が多分無理であろうということでしたので、では、やむを得ず土地ではなく現金の補償を希望しているということが想定されるので、もう少し、こういう弱者に対してのきめ細かい対応をしていくように、移転条件についてモニタリングをしてくださいと、かつ、その補償金が予算に組み込まれているかどうかも明らかにしてくださいというところまでが、本案件に係る土地を失う人たちに対する、あるいは移住をする人たちに対する記述になっています。

17番は影響を受ける世帯のうち、貧困層の優先雇用に関する施工業者との工事契約規定についても計画に記載をすること、それから同じく環境モニタリングプランの中にSocial Development Programのフォロー及びモニタリング計画も追記をしてください。モニタリング計画への追記が三つほど書かれています。

ステークホルダー協議では、道路の維持管理時期に対して無秩序に道路開発で開発されてしまうことに関する懸念が示されていまして、そういうことがないということ、あるいは無秩序な開発に対する対策について記載をするようにしてください。

その他としましては、災害道路としての今回、機能があるということでしたので、それについても当該道路の有効性が記載されれば望ましいという助言になっております。

以上です。

村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。長谷川副委員長。

長谷川副委員長 3点ほど、ちょっと細かいところで恐縮なんですけど、2ページ目のスコーピング案3番ですか、3行目、アクセスへの影響等性等、これは要りませんよね。

岡山委員 要らないですね。

長谷川副委員長 7番目、2行目ですけれども、最後の方、必要に応じてEIAを取得するなどして使用許可を出し環境、このEIAを取得するというのがちょっとこういう表現が合うのかどうか、具体的に何を意味しているのか、ちょっとわからないので説明してください。

それから、三つ目が13番目、移転の意思調査、それから、移転意志という志がよくあちこちのテキストで二つ使われているんですけど、どちらかに統一するか、志という字を、あるいは一つ目の移転の意思調査の方を意識調査というふうにするなどした方がいいのかなと思いました。

以上です。

岡山委員 ありがとうございます。

3番につきましては、すみません、影響について等性等は必要ありませんでした。

7番に関しましては、実は質問については盛り土をどうするんですかという質問だったんですが、それに対する回答の中に調達先が実はこれこれとある程度、見積もってありますと。ここに関して、そこをさらに業者の選定はフィリピンで行うんですけれども、実際に物を動かすときには必要に応じてEIAを取得するなど使用許可を取得し、というふうに書かれていた回答をそのまま助言案にしているんです。ですので、すみません、言いわけがましいんですが、必要に応じては環境影響評価を行うということ、原嶋先生、いかがですか。

私なんですけれども、すみません、回答文書を私は持ってくるのを忘れてしまったんですけれども。

原嶋委員 ここにあります。

岡山委員 ありますか。今回、ついているんですか。

原嶋委員 それの7です。

岡山委員 7ですか。そうですね。すみません。こういう回答でした。右側を見ていただきたいんですが、協力準備調査報告ドラフトということで、(7)番で材料調達の選定は施工業者が行うが、DPWH、公共事業者は環境影響の配慮が確認された箇所(必要であればEIAを取得)に使用の許可を出すことで、環境影響の配慮を行う旨を明記すると。どっちがわかりやすいでしょうか。

長谷川副委員長 調達先がEIAを取得とかするというのはどういうことなんですか。

岡山委員 DPWHがする。

長谷川副委員長 ライセンスとか、そういうことですか。

岡山委員 資材をとるときに何らかの開発が必要になるというふうに、すみません、漠然と理解をしたんですけれども。

村山委員長 どうでしょうか。まず、EIAを取得しという表現がどうもしっくりこないということで、ここについてはEIA実施ということでもいいんですかね。それから、後の方の使用許可を出しという、こちらの方の主語が一体何なのかというのがちょっとよくわからないということがもう一つある。

岡山委員 DPWHですね。必要に応じてEIAを実施するなどしてDPWHですかね。

長谷川副委員長 調達先判断のためだけに一々環境影響評価というのはやるんですか。

岡山委員 ないと思います。ただ、大規模に新規のところでもし掘るのであれば、あり得るのかなとは何となく思ったんですけれども、相当量の土砂を運ぶことはまず間違いのないものですから。

村山委員長 どうでしょうか。ワーキングの委員の方々のご見解としては。

岡山委員 では、すみません、最初から言いますと、本事業に必要な約420万立米の盛り土やコンクリート資材等の調達について、環境影響の配慮が確認される調達先については、必要に応じてEIAを実施するなどして、次から出しまでをとって、環境影響への配慮を行うことを明記すること、でいかがでしょうか。

村山委員長 一応、主査として岡山委員から提案がありましたが、いかがでしょうか。長谷川副委員長からは了解というお話ですが。

田中副委員長 2行目の環境への影響が確認される調達先という、環境影響の配慮が確認されるという、この修飾はどういう意図で考えているんでしょうね。

岡山委員 本当は環境への配慮が懸念されると書きたいところなんですけど、これも回答文書の方からできるだけそのまま、ついているものですから、そちらのほうには確認というふうに記載をされています。個人的には懸念ぐらいのつもりなんですけれども。

長谷川副委員長 直されていいんじゃないですか、懸念という。

岡山委員 いいですか。では、そのように直させていただきます。ありがとうございます。

村山委員長 よろしいですか。

岡山委員 あと、13番についてです。「意思」の漢字がまちまちですが、すべて「志」ではなくて「思」の方に変えたいと思います。最初の意味調査は意識調査に変えさせてください。よろしくお願いします。

村山委員長 では、よろしいでしょうか。高橋委員。

高橋委員 19番のステークホルダー協議ですが、先ほどのご説明で懸念が出たのがステークホルダー協議だということは理解しましたが、この中身はland useの項目を追記して無秩序な開発対策を記載するというのは、ステークホルダー協議というよりは社会配慮というか、何か、そちらの方になるような気がするんですが、ステークホルダー協議とわざわざタイトルをつけてここに出す理由は何でしょうか。

岡山委員 まさしくステークホルダー協議の項のところでも9章98のところなんですけど、その前に議事録のところにもこういう懸念が示されていたので、その場、そこでの質問とい

うことで入っていた項目です。それをそのまま、ここに残してしまっているだけなんです
が、原嶋先生、いかがでしょうか。

原嶋委員 これも私ではないんですけども。

岡山委員 これは石田先生でしたよね。

原嶋委員 今のは場所の問題ですよ。

岡山委員 はい、場所だけの問題ですから。

原嶋委員 高橋先生のご指摘でよろしいんじゃないですか。

岡山委員 では、ステークホルダー協議の太字アンダーラインをとって、そのまま上に
追記をしてください。よろしくお願いします。

村山委員長 では、18番の次に続けて19番がくるということですね。

松行委員。

松行委員 今の19番のところなんです、無秩序な開発とありますが、こういったもの
が無秩序な開発なのかということを示していただいたほうが、どういうふうな対
策をするかというのを考えられると思うんですね。無秩序な開発というと、例えば現地の
土地利用規制、建築規制に違反した開発というのが一つ考えられると思います。もう一つ
はフィリピンは途上国ですともとの規制が弱かったりして、土地利用規制に従ってや
っているにもかかわらず、スプロールが進んでしまったということも考えられると思うん
ですが、この無秩序な開発というのが何を示しているのかということをお教えいただきた
いんですが。

村山委員長 この点は何か議論はありましたか。

岡山委員 特にあまり、これもたしか質問に対しての回答を助言に変えたように記憶を
しているのですが、ステークホルダー協議の中のあるステークホルダーの発言というこ
とで、こういうことが気になりますと。それに対して、そこには実施業者からの主体からの
回答は、緩和策をとりますというふうに回答しましたという明記があるということをお我々
が読んで、そこにそう書くのであれば、きちんとオペレーションBにもland useの項目を
追記して書いたらどうですかという助言ですね。特に実は無秩序な開発ということがどう
いう開発かということについてまでの詳しい議論は、すみません、行っておりません。

原嶋委員 これは石田先生のご指摘ですけども、多分、今、二つの分け方でいえば後
者だというふうに思うんですけども、一度、石田先生に確認していただいた方がいいと
思います。ちょっと時間的に今回、非常に短い時間で岡山先生にまとめていただいております。

ますので、今の松行先生のご指摘についてはもう一度、念のために石田先生にメールでご確認いただいて、恐らくイリーガルというよりはもう少し広い意味でとらえていると思いますので、その上で最終確定ということで進めていただいたほうが妥当だというふうに考えます。

村山委員長 これは次の議題にもかかわっているんですけども、メール審議という形をとってよろしいですか。

岡山委員 石田先生はあと1週間ぐらいいらっしゃらない。

村山委員長 そのこともありますが、これは確定しないと次の話に移れないような気もしますけれども、どうなんでしょうか。

河野課長 すみません、今日、環境レビューの説明を予定してしまして、できれば、この段階で確定させた方がいいかと思います。主管部が後ほど、本件についてご説明をしますので、今、来てもらってクラリフィケーションをかけたいと思います。

村山委員長 わかりました。では、この点については後ほど確認をするということにしたいと思います。

では、3番のところと7番のところと13番のところ、ここについては先ほどの修正が入るということになります。

青木 すみません、7番についてなんですけど、今、いただいております文書ですと、2行目のところで環境影響への配慮が確認される調達先、つまり、企業ですとかといったところを選定にするに当たってEIAを取得するというのは、ロジック上、合わなかったんですけども、つまり、これは例えばISO14001とか、そういった資格をといることを想定されていますか。

岡山委員 すみません、むしろ、回答をされたのはどなたなんですかね。

青木 先ほどの話ですと、質問をいただいて、それに対して主管部から回答があったものを引用というか、採用されて、これをつくられたということでしたね。

岡山委員 そうですね。ですから、例えば前回の質問に対する回答を読むならば、材料調達先の選定は施工業者が行うが、DPWHは許可を出すことで環境影響の配慮を行うということですから。

原嶋委員 いいですか。具体的にもし取りまとめるとすれば、7番ですけれども、本事業に必要な約420万立方メートルの盛り土やコンクリート資材などの調達について、環境影響が懸念される調達先については、必要な環境配慮を行うことという形でまとめていた

だくということは、一つの案としてご提案させていただきたいと思います。もともと岡山先生のご提案なので、私が口を挟んでちょっと恐縮なんですけれども、一応、一つの案として。

村山委員長 岡山委員、いかがでしょうか。今の案でよろしいですか。

岡山委員 はい。

原嶋委員 繰り返しますけれども、2行目から、環境影響が懸念される調達先については必要に応じて環境配慮を行うことを明記することということでした。

長谷川副委員長 だれが環境配慮を行う。

岡山委員 DPWHです。

原嶋委員 事業者ですね。最終版にそれをやっていただくように要求するという趣旨ですけれども。

日比委員 今、改めてこっちの方を見ながら思ったんですけれども、今の原嶋先生のご提案だと、配慮への懸念がある調達先からの調達を認めるということになりかねないですよ、その配慮を実施する前提において。こっちのもとを見ると、そこまで本当に考えていたのかなという気もするんですが、むしろ、ここは配慮をしているから大丈夫ですというお墨つきをDPWHが出して、そこから調達するという意味なのかなというふうに読めたんですけれども、最初に読むとわかりにくいんですけれども、というふうに読んで、そうするとちょっと意味合いが変わってくるのかなと。むしろ、多分、DPWHが許可を出すという方が環境配慮からいけば厳しいのかなという気はするんです。ただ、そこまで本当に行えるのかなというのが非常に疑問なんですけれども。

岡山委員 この回答は大変踏み込んだ回答が最初にあったものですから、ここまで考えられているのであれば、逆にこれはきちんと記載した方がいいというふうに思って助言に残したんです。先生がおっしゃると多分同じで、これは懸念されるところの調達先について許可を出すということではなくて、業者の選定を行うとき、施工業者に任せると、多分、手が離れてしまうんですけれども、調達先まできちんとDPWHが管理することという意味合いであろうと理解しています。

河野課長 すみません、主管部が後ほど来ますので、とりあえず、ペンディングにさせていただいて、後ほど来たときにご説明いただいて確定させていただくという形でいかがでしょうか。

村山委員長 では、7番と19番がペンディングということでもよろしいですか。

では、この案件については少し後でまた議論をさせていただきたいと思います。

では、3番目まで終わって、あと、4番がありますが、5時半になってしまいましたので少し延びますが、ご了承ください。

では、4番は同じ案件について環境レビュー段階の報告ということになっています。これは、まず、審査部のほうからご説明をいただくということによろしいでしょうか。

河野課長 それでは、環境レビュー段階における報告ということでございますけれども、その前に審査部からこれに係る手続についてご説明したいと思います。お手元のペーパーで、表題にJICA環境社会配慮の環境レビュー段階における助言委員会WG会合の実施についてというペーパーになります。

もともと問題意識としては、田中先生と原嶋先生の方からご質問がきていて、それに回答するというものです。一つには田中委員からありました、全体会合においてレビュー段階における報告をしなくていいのかということが1点と、ガイドライン上は必要に応じて助言を行うとなっていて、必要に応じてというのは一体何をもって決めるのかという判断基準について原嶋先生からご質問があったということです。

それで、まず、その裏にありますペーパーの4ポツの各文書における記載をご覧になっていたいただきたいのですが、どういうふうに書いているかといいますと、ガイドライン上は2.7にありますけれども、カテゴリ-A案件については、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行うとあります。つまり、カテゴリA案件の調査については必ず助言を行いますということです。環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行うとあります。ですから、ここで明らかに書きぶりが違ってしまっていて、環境レビュー段階とモニタリング段階については必要に応じて助言を行うということになっています。

それで、設置要項にどういうふうに書いているかといいますと同じです、環境レビュー段階、モニタリング段階において報告を受け、必要に応じて助言を行うということです。必要に応じてというのは、過去の有識者委員会のときの議論を見ると、これは助言委員会が考えるという整理です。

運用目安にどう書いてあるかなんですが、これも委員会で検討した結果、こうなっております。まず、協力準備調査を実施した場合ですけれども、二つオプションがありまして、一つ目の(a)はJICAが助言を求める場合にはワーキンググループに対して報告を行って、助言をいただくというのが1点、二つ目の(b)としてはそれ以外の場合には、まず、JICAは

委員会に、これは全体会合ですけれども、報告を行った上で、環境レビューで確認する事項について助言の必要があると委員が考える場合には、委員会でその旨を述べて、7日以内に必要と考える助言を連絡すると、こういった二つの方法があるということです。

有識者委員会の中では、特に(a)と(b)というオプションについて議論にはなっていません。別の言い方をすると、基本的にはこの方法でやりましょうという整理がされているということです。田中委員からはワーキンググループでいきなり説明するというのはおかしいのではないかとのご指摘があり、ガイドライン上は必要に応じて助言を行うと書いてあるので、全体会合で報告を行った上で、委員の方でどうするのか、考えるのではないかとということでありました。

ただ、運用目安に書いていますように、JICAが助言を求める場合についてはワーキンググループに直接持ち込むという整理になっていまして、実は過去に環境レビューを3回程度やっているかと思えますけれども、全体会合では報告をせずに、直接、ワーキンググループに持ち込んでいるということでございます。我々としては有識者委員会でもこういった形で認められていますので、基本的にはこういった形でやらせていただければと考えております。

それで、具体的にどういうふうにするかということを整理したペーパーが最初のペーパーになります。設置要綱、運用目安では、言葉が足りない部分がありますので、かみ砕いて整理しております。

運用目安に沿って考えますと、JICAは全体会合において、環境社会配慮文書の状況及び環境レビューで確認すべき事項に関する報告を行うということです。具体的にはアの「環境社会配慮文書等の状況」というのは、調査をやっている場合であり、調査結果の助言に対してどういう対応をするのかという対比表をご説明させていただくということです。それと環境レビューで確認すべき事項、これは環境レビュー方針になりますが、後ほどご説明いたしますけれども、これに関する報告を行います。この報告を受けた全体会合で助言の必要があると考えられる委員は助言を提示する、もしくは助言がありますというふうに手を挙げていただいて、7日以内に助言内容を連絡するということです。これを受けてワーキンググループは助言案を作成し、委員会に報告するという手順かと考えております。

ただし、ここに書いていますとおり、先ほど申し上げましたように、もし仮にJICAが環境レビューに対する助言をいただきたいという場合には、全体会合で報告するのではなくて、ワーキンググループに直接、報告させていただきたいと考えております。

2ポツの報告の確認ポイントですけれども、これは原嶋委員の方から何をもって、それを判断するんですかという質問を整理した点です。

ガイドライン上は、協力準備調査においては助言を行い、環境レビュー段階では報告を受け、必要に応じて助言を行うと書いてありまして、基本的には環境レビュー段階で必ず助言を行うこととはしてございません。これは先ほどの繰り返しです。従いまして、委員会では環境レビューで確認すべき事項の報告に基づき、環境社会配慮調査結果を反映した報告書ドラフトに対して行った助言への対応状況、及び報告される環境レビューで確認すべき事項をもって、当該案件に必要な環境社会配慮事項が環境レビューで確認されるかどうかを確認するということになります。言いかえますと、我々が行った説明に対して、それだけじゃ環境レビューのポイントがカバーされません、何かもっと確認すべきことがあるのではという場合について、さらに環境レビュー段階で指摘をいただく、助言をいただくということになります。

実態としては、こういった議論を深くできるのは、それ以前の調査段階でドラフトファイナルレポートにコメントいただいた担当ワーキンググループの助言委員の方々に、さらに環境レビュー段階で助言をすべきかどうかということの意見をいただくということかと思えます。ただ、もちろん、ほかの委員の方で我々の説明を聞いて足りない部分があるのではないかとお考えの方がいらっしゃれば、もちろん、改めて助言委員会、ワーキンググループを開くということもあるかと思えます。

ワーキンググループの実施について、ここでさらに場合分けをしております。当該全体会合でご説明をした後に、仮に助言を提示される、もしくは助言が必要であるということと言われることがない場合、この場合にはワーキンググループを開催しないという整理しております。2点目としては、全体会合で助言を出していただいて、これ以外に必要な助言がなく、全体会合の中で議論が十分にできてこれ以外助言はありませんという場合には、この全体会合において助言を確定させていただくというのが2点目。3点目はワーキンググループを実施するという案で、全体会合で助言が必要な旨が提示されて、もともとのルールに基づきまして7日以内に助言をいただいた場合に、ワーキンググループ担当委員が追加で助言を行うためにワーキンググループを開催する場合です。この場合はワーキンググループを開催して、その後の助言手続については通常のワーキンググループと同様とするということです。

ですから、基本的には全体会合で助言をしたいという委員がいらっしゃった場合には、

そのワーキンググループに参加していただくということかと思えます。このような形で整理をさせていただければと考えております。

それで、もしよろしければ、具体的にどういったものを我々にご説明するのかというのを先にご説明させていただいた上で、実際問題として、こういう扱いでいいのかどうかということをご議論いただければと思っております。

田中副委員長 ちょっといいですか。その前に一つだけ確認ですが、今のいただいた文書の2ポツのところの環境レビュー段階における報告の確認ポイント、この報告というのは何を指しているんですか。これはJICAが助言委員会に対して行う報告のポイントということの理解でよろしいですか。

河野課長 ここに書いてある と ということですね。基本的にはドラフトファイナルレポートに対する助言の対応状況と、あと、環境レビューで確認する環境レビュー方針、これを報告させていただきます。

田中副委員長 そうすると、JICAの事務局側が助言委員会にそういう報告をすると、この2点ですね。いわゆる報告書ドラフトに対しての助言を行った結果、これは前の段階のものです。それと、それを受けて報告されるというのが二重にあるんですけれども、つまり、環境レビュー方針、それを受けてのその2点を報告して、そういう行為をすることがここで言う報告であるということですね。わかりました。

河野課長 委員長、よろしいでしょうか、もしよろしければ。

村山委員長 今日はかなり時間が厳しいので、手続に関する細かい点を多分、今日は議論できないと思うんですね。ですので、まず、この案件についてご説明をいただいて、特にこれについて集中的に議論をしたほうがいいように思います。

福井 経済基盤開発部の福井と申します。

フィリピンのメガマニラ圏中部ルソン接続高速道路の(7)番の助言のところ、助言を確定するところでちょっとあると聞いています。これの「環境影響の配慮が確認される調達先について」のところは、「環境影響の配慮が懸念される調達先については」ということにするというので、そのほうが確かに意味が通じますので、それでいいと思っております。

それに対応する回答としては、同じようにDPWHは環境影響の配慮が懸念される調達先については、必要であればEIAを取得するなどして許可を出すことで、環境影響への配慮を行う旨を明記するといったことで特に問題ないと思っております。この助言案は前回のワ

ーキングの回答を踏まえて書いていただいていると思っておりますので、前回の回答もそういった趣旨で書いておりますので、特にそこに違いはないというふうに思っています。もし確認することが必要な点があったらお願いしたいんですけども。

河野課長 すみません、今、この助言対処方針案の前に、先ほど岡山委員からお話がありました助言案のほうのクラリフィケーションを先に行っております。7番については、今、申し上げたとおりです。

村山委員長 7番についてはEIAを取得するという表現も、少し疑問があったと思うんですが、これについてはよろしいですか。

福井 実際、通常、そのためだけにEIAをやるということは多分ないと思うんですけども、それをやらなければいけないような非常に懸念されるようなことがあるときには、全体のEIAの中でそういったところも確認していくことはあると思うんです。なので、あくまで「必要であれば」というような表記にさせていただければ、特に問題ないと思っています。

岡山委員 すみません、それでは、文章なんですけれども、ちょっとよく聞いていただきたいんですが、本事業に必要な約420万立方メートルの盛り土やコンクリート資材等の調達について、ここまではまます、DPWHは調達先にも必要に応じてEIAを実施するなど、環境への配慮が行われていることを確認することと、これならいかがでしょうか。

福井 それで結構です。

岡山委員 大丈夫ですか。

村山委員長 よろしいですか。ワーキングの委員の方、どうでしょうか。よろしければ、その形で。

それから、もう1点はいかがでしょう。

岡山委員 19番です。

金籠 19番の無秩序の開発のところについて、意図を確認してまいりました。こちらで言うておりますのは、交通の便がよくなることによって、農地が宅地にかえられるというような開発のことを指しております。現在、既におのおのの自治体でゾーニングオーディナンスが定められておりますが、これが今、新しく道路ができるということに対応しているものではございませんので、新しく道路が開通するということを前提として、例えばこちらのこの道路のインターチェンジの近くの土地については、より厳しく規制をするですとか、そういったような対応が必要になってくるということの意味しております。

村山委員長 松行委員が帰られてしまっているんですが、スプロールということですよ。ですから、スプロール的に開発されるといような表現でいかがでしょうか。よろしければその形で。

岡山委員 後半だけを。

金籠 19番なんですが、実は2文ありまして前半と後半があります。前半のほうは英文ではあるんですけども、無秩序に開発される懸念があるというふうに書かれているんですね。それについては明記されているので、2文目のほう、よって、こちらのほうが助言なんですが、land useの項目を追記し、スプロール的な開発に対する対策について記載することと、後半だけを変える形でよろしいでしょうか。

村山委員長 明記されているのは事実なので、それはそのままにするということですね。

金籠 そうということです。

村山委員長 では、その形でよろしいですか。

では、19番もその形で確定ということで、ちょっといろいろなものが頭の中にあります。助言についてはその形で確定ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、次に、それに対する対応ということになりますね。よろしくをお願いします。

福井 では、かいつまんで説明させていただきます。前回、ワーキングでいただいた助言は、ほとんどがこちらのドラフトファイナル案で説明不足の点について追記してくださいというようなものがほとんどでしたので、最初の1番は本事業の位置づけ、優先度等を追記してください、それから選定に当たっての代替案を何で選んだのかを追記してくださいといったのが2番で、そういったものは追記しますというようにしてあります。

そういった追記するよというものについては基本的に全部、追記しますというようにしてありまして、そういったものじゃないやつが二つありまして、一つは(5)番で、対象エリアが洪水地帯なので、洪水で道路が浸水したときの評価とその対策をドラフトファイナルの中に記載しなさいという助言なんですけれども、これについてはワーキングの中でも説明させていただいてありまして、本計画では洪水の想定される高さから、さらに十分な高さをとって設計してありまして、今、この計画の中では道路の表面が浸水することは想定していないので、それについては記載していないということになっています。その旨を対処方針案のほうに記載しております。

もう1個が15番なんですけれども、15番はいろいろ移転対象の方が発生するんですが、

そういった方々がどういう補償を実際に受けていくかというのは、現時点では具体的にまだ決められなくて、これからの段階になってくるので、そういったものについてもしっかりとモニタリングを確保するようにしてくださいという趣旨の助言をいただいております。それについてもドラフトファイナルレポートの方に追記するような形じゃないんですけども、しっかりと移転状況についてモニタリングを行っていきますということを書かせていただいております。その他については基本的に追記になっておりますので、ここに書いてあるとおりでございます。

河野課長 続きまして、地域部から環境レビュー方針についてご説明いたします。これにつきましては田中委員から、前回の環境レビュー方針について、内容がかなり足りないんじゃないかというご指摘があって、今回、ご提示させていただくというものになります。

ご理解いただきたいのは、我々がここに書いていますけれども、このバックには今回の調査で行っていますEIAであるとかRAPであるとか、そういったドキュメントをベースに行っています。ですから、あくまでそれをもとにつくっていますので、ここに整理はされていますけれども、すべてのあらゆる情報がここに入っているわけではございません。あくまでここでは確認されているものを抽出してコンパクトにまとめているというものでございます。

武藤課長 それでは、地域部のほうから環境レビュー方針について、簡単にご説明させていただきます。フィリピン担当課の武藤でございます。資料はお手元、A3で大きいものが一つ入っているかと思っておりますけれども、こちらに基づいてご説明させていただきます。

上の段が確認済み事項というふうになっておりまして、下の方が環境レビュー方針となっております。狭い意味でいえば、環境レビュー方針として今回、ご報告を申し上げるのは下の段ということになりますでしょうか。足りないところがあればおっしゃってください。下の段を中心に説明させていただきます。

私ども地域部のほうの環境レビュー方針として、まずは全般的事項、公害関連、それから自然環境、それから社会環境というふうに分けさせていただいております。先ほど河野のほうからも説明がありましたように、ここに至るまでには今までのいろんな調査、それからご助言、それからガイドラインすべて重層的に検討して出てきたということになっておりまして、環境レビュー方針、下半分に書いてある事項は助言の際に今後、より深く見るようにということでご助言をいただいているもの、特に社会環境のところ今後こう確

認するとなっているところについては、重点的に行うという構造になっております。あとは今までの議論の中で出ておりませんでしたけれども、ガイドライン上はきちっと見るようになっております公害関連のところですか、自然環境の関連のところ、そういうところを押さえた形になっております。

まず、全般的事項のところですが、1) 許認可のところでございます。こちらはEIA改訂版が2011年8月、こちらを提出しております。それから、ECCの許認可を10月中旬に受ける予定となっておりますが、これについては地域部のほうでしっかり進捗状況を確認したいと思っております。あとはRAPのほうについても、きちっと確認することが基本線でございます。

2) のほうはモニタリングについてでございます。大きく4ポイントがございます。工事中及び供用後のモニタリングの項目と頻度、 につきましてはJICAに対するモニタリング結果の報告体制、 につきましては環境モニタリングの計画内容、それから最後は環境モニタリングフォームでの国内基準値の記載及び国際的基準との乖離ということで、きちっと見るようにということです。

3) が住民協議のところでございます。特に情報の周知ということを確認するということが全般事項としての趣旨です。

あとは、4) については情報公開の方針の説明をここでさせていただいております。

右のほうに移りまして公害関連につきましては、1) から3)、大気質、水質、それから廃棄物につきましては、これのポイントを確認させていただきますということが書いてございます。

次の右にもう一つ移っていただきまして、自然環境のところでは樹木伐採の関連について書かせていただいております。

一番内容が濃いのが一番最後の社会環境のセルのところでございます。これについては、1)、2)、3) と大きな塊がございます。1) は確認事項でございますけれども、移転世帯に加え、移転者数を確認するということ、2) が一番内容があるところから

があるのですけれども、実施体制、コスト、財源、スケジュールといったところ、再取得価格による補償の確保、再定住地や生計回復支援にかかわる方針、あとは住民協議結果がRAPに反映されているか、特に今、継続中の移転交渉、これについてきちっと最後までモニタリングしていくということになります。特に の一番最後の方にありますけれども、用地提供の希望が少ない点について、それから選択肢がなく、やむを得ず現金補償を希望

した可能性について、こういったところは確認すると、これは助言からいただいているところでございます。あとは苦情処理機関に関すること、あとは内部・外部のモニタリング実施計画ということで確認させていただきたいと思っております。3)については、こちらは情報の周知ではなくて、逆に今度は結果の確認ということになりますけれども、移転住民に関して移転先や条件等の情報を十分に提供した上で、移転の合意をきちっと最後、得るよう努めることについて実施機関と合意ということで、最後、書かせていただいております。

駆け足でしたけれども、環境レビュー方針につきましては以上です。

河野課長 以前のワーキンググループの中でも、環境レビューとは一体何ぞやというお話が田中先生とか石田先生からお話がありましたけれども、基本的にはこういう調査を実施する場合については、JICAはずっとかかわっていて、まず、TORを固める段階でどういう環境調査をやればいいのかを検討します。その段階で助言委員の先生方にもスコーピングと、あと、ドラファイナルレポートについてもレビューをいただいて、ご助言をいただいているということです。

ただ、JICAとして先方政府と正式に話をするのは、まさに環境レビューのタイミングになります。1週間とか2週間とか限られた時間で、これまでに行われた調査について改めて先方政府と正式に協議を致します。それまではコンサルタントが我々のTORに従って調査をやってくださっているのですが、そこはあくまでコンサルタントと先方政府との関係であって、JICAとの正式な関係はこの段階できちんと確認させていただくということです。

とはいいいましても、調査段階でレポートが上がってきますので、我々もコメントしていますし、内容も把握していますし、全く関係がないというわけではないんですけれども、環境レビュー段階でさらに確認が必要なものについて、ここに抽出しているというものがあります。助言委員の先生方もこれの確認以上にさらに足りない部分があるということであれば、環境レビュー段階で改めてワーキンググループを開いて、ご助言いただくということかと思っておりますけれども、今回、こういった形で報告させていただきましたのは、もともとの趣旨にある委員の方で、本当にこれが必要なのかどうか、ワーキンググループを開く必要があるのかないのかということをご検討いただきたいというものです。

過去、3回程度やってきた環境レビューのワーキンググループについては、JICAとして必要だったので全体会合にかけずに、直接、ワーキンググループにお願いしたという経緯

がありますが、この案件につきましては今の報告をさせていただいた内容で、助言の必要があるか、ないかということをご審議いただきたいということです。ただ、そうはいいいましても、初めて聞かれる委員の方々にはよくわからない部分もあるでしょうから、やはり、これまでかかわっていただいたスコーピングであるとか、あと、ドラフトファイナルレポートでご議論いただいた担当ワーキンググループの委員の方を中心に、どうかというご検討をいただければと考えている次第です。

田中副委員長 中身に入る前にやっぱりちょっと整理しておいた方がいいと思うんですね。助言委員会で本格的に議論するのはレビューの扱いですね。このガイドラインの環境レビューって一体何ですかという質問を出しましたら、12ページに書いてあります3.2のたしかこの部分を引用してくださったんですね、違いましたかね。3.2の(1)の下の3ポツ、JICAは相手国から提出されたアセスメント報告書をもって環境レビューを行うということですね。実は環境レビューはその前にもずっと使われてきているんですが、あまりまとまった説明がなくてここで初めて出てくるものだから、これが多分、定義だということですね。

環境レビューだとか主語はないんですが、プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響についてはこれを回避、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価するとともに、環境改善を図るための方策があれば、当該方策を含めた評価を行う。情報公開と現地ステークホルダーとの協議結果を確認する。こういう内容が環境レビューであるという、そういうことですね、たしかそういう説明。

例えば、このことは見て私も初めて、私も実はもう一回、ガイドラインを読むときにこのことが気になって理解はしたんですが、そうすると、我々が審議の対象とする環境レビューって何ですかということですね。そうすると、例えば社会面の影響というのは、ここでは正及び負の環境影響としているので、どうも公害と自然環境の部分しか入って来ないのかどうか、社会環境の分まで、あるいは経済とかが入るのかどうか。文字どおり読むとなさそうなんですよね。これが一つですね。

それから、について確認する行為であると。この確認というのは何かというと、あるいは必要な方策、多分、これは緩和策のことだと思いますが、対策を評価し、必要があれば、それも含めてもう一回評価を行うと、追加的な方策も評価を行うと、こういうことになっていますので、そうすると、こういう事業なり、こういう対策をあるプロジェクトがあっ

て、今、構想されている環境対策も含めて行えば、正及び負の影響が出てくるか、出てこないのか、確認することなのかな。それから、その中で特に負の影響が出てくる場合には、緩和策、対策が十分であるのか、それで必要かつ十分なものになっているのかどうか。そういう確認をすることが環境レビューの措置の範囲であると。そういう文字どおりの定義を共通理解すれば、今日、ご説明いただいたことはそれに十分合っているかどうか。こういうことになるわけですね。ということです。

ですから、そもそもの話からすると、つまり、このガイドラインというのが起点になっていますので、一番の基本文書になっていますので、ここに基づいてやっぱり環境レビューはしなくてはいけないんじゃないか。そういうことです。私はそのことに対して、前回の9月16日の助言委員会ワーキングで、環境レビューの説明を受けたときにやや違和感を持ったものですから、それで質問を出させていただいたし、今日も重ねて出させていただきました。

河野課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、環境レビューとして具体的に書いているのはこの項目になります。ただ、我々としてはJICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいて、相手国政府が環境社会配慮を行っているかどうかということを確認するということが求められていることだと思っていまして、ほかの項目でいろんなものがリファアされています。世銀のセーフガイドポリシー、EIA、住民移転協議、住民移転計画であるとか、そういったものをすべて踏まえて環境レビューを行います。その過程はまさに調査でEIA、RAPをつくっていく中で、ガイドラインに書いてあることもすべて整理されているというのが私たちの理解であります。

ですから、ここに書いてありますのも抽出したものでありますけれども、そのバックには分厚い何百ページものEIAがあり、RAPが存在するわけですね。ですから、ある意味、我々の環境レビューは何かと問われたらEIAとRAPも含めた、このペーパーも踏まえたものをすべて確認していくという、そういう作業になるということでご理解いただければと思います。

田中副委員長 大きな違いは、河野さんの今のご説明は、つまり、JICAと相手国政府と確認するステージがあると。確認するときに確認の内容を環境レビューと言うということをおっしゃっているわけですよ。だけれども、どうもそのことが12ページの環境レビュー、3ポツのところ、このところからあまり読めないんですよ。文字どおり読めば、正と

負の環境影響について、つまり、プロジェクトがもたらすやつ、引き起こすプラス面、マイナス面の影響については最後に確認してくださいと。それから、それで足りなければ必要な緩和策がとれているかどうかということを確認しなさい。そういう話なんだな。だから、そのことは相手国政府と確認する内容の一部かもしれないけれども、そこだけを抽出した文書をやっぱりつくる必要があるのではないかというのがこれだけを読むと思うところです。

ですから、相当、例えば最初のここでもういえば、このペーパーで正の影響というのはどういう影響がありますと、負の影響はどういう影響がありますと、負の影響を緩和、最小化するためにこういう対策を講じますと。一応、そう整理していますと。そのことの確認が最後、これでいいですかというのが僕は環境レビューだと思ったわけ、ガイドライン上、理解した範囲で。そうすると、どうも例えば全般的事項に書いてあるところは許認可では何をしますかと何を確認しますか。モニタリング、これは監視・測定のことだと思いますが、どういう項目を調査しますか。そういうことが書いてあるわけですね。

河野課長 これは上の段とセットで考えていただければいいと思います。既に調査を通して環境ガイドラインに書かれているレビューのものについては、EIA、RAPで基本的にはカバーされています。その確認事項について上段で述べられていて、下段の環境レビュー方針というのは確認が残されている点ですね。すべて調査が完璧であればある意味、ここでレビュー方針はほとんど書くものはなくて、ただ単に我々が調査を通してつくったレポートについて問題ないかどうかというのを先方政府と合意することだけでいいと思います。ここに書いてあるのはレポートに記載されている中でも、さらに幾つか深掘りして確認する点があって、そこを抽出して書いているというものであります。ですから、このレビュー方針が即、環境レビューとかではなくて、上段の確認済み事項も含めて、合わせて我々としてガイドライン上、問題がないかどうかというのを担保しているということでございます。

田中副委員長 そうすると、つまり、そのことはちゃんと書いてあって、3ボツのところJICAは相手国等から提出された環境アセスメント報告書等を用いて行う。ですから、今まで作業を行ってきたさまざまなレポートを用いて環境レビューをしますと。その環境レビューの内容がプロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する、以下云々と、この4行ですか、これが環境レビューの内容だとすると、こちらで、今日、用意された例えばこの例は、ここでいっても、ガイドラインで言う環境レビューと

どうも乖離があるように思うんですね。そういうことです、繰り返し言うと。乖離がないという判断もあるかもしれませんが、私には乖離があるように見えるものだから、ちょっと違和感がありましたねというのを前回あるいは今回も質問させていただきました。

村山委員長 恐らく田中副委員長がおっしゃることは、私も一定程度、理解できるんですが、環境レビューという言葉を使っていることで、恐らく協力事業を行っておられる方の使い方と、ガイドラインでの使い方が少し違うんじゃないか。段階としては同じですけども、多分、意味合いが少し違うんだらうと思いますね。だから、実務上はこういう形で出てくるんだと思うんですけども、ガイドラインではそれにプラスアルファの部分を多分、もしかしたら要求しているのかもしれない。私もあまり十分に精査はしていないんですけども、そのあたりについて一度、議論する必要があるような気がします。ただ、今日はその時間が恐らくなくて、むしろ、この事業についてどうするかをやらないと厳しいかなと思っていますので、手続上についてはもう一度、どこかで議論をする機会を持ちたいなと思うんですけども、そういう形でよろしいですか。

田中副委員長 結構です。

村山委員長 すみません、それで、審査部の方としては今回、この事業については我々もスコーピング段階からかかわってきているので、レビューの段階で助言は特に求めないという形で、今日、ご報告をされているわけですが、それでいいかどうかを今回、議論して決めるということです。実質上、特にドラフトファイナルの段階でワーキングにかかわっておられて、今、いらっしゃるのは岡山主査のみということで、それが果たして判断できるかどうかというのが難しいところだということですね。

どうぞ。

岡山委員 そういうことで、多分、こうなるだろうということが予測はされていたんですけども、私が個人的には実はいまいち深いところまで理解していないので、余計にご迷惑をおかけしているんですが、このワーキンググループのときに実は最後にやはりこの話になりました。ワーキンググループ4人の中で議論をしたときには、基本的には審査部がやはりやるか、やらないかの助言を求めるか、求めないかを決めてくれていいんじゃないかという意見も出ましたし、先ほど確定しました助言案でもちょっと説明しましたように、ここでは社会配慮のことが特に問題になりました。どちらかということ、環境レビュー方針だから環境のことだけではないかという話なんですけど、実際には多分、環境レビューとそれからRAPとそれからここにあるようにECCと三点セットあるいは2点セットなのか

なというふうに、だから、環境と社会は両方セットで文書が上がってきて、それをあわせて多分、審査するということであろうと。

そういう場合に何が上がってくるか、詳細はわからないけれども、今回、気になるところはどちらかというと特に農地喪失によって移転を迫られる人たちに対する配慮であろうというところに集中していましたので、それに対する今回の回答がこのような形で出ていて、例えば14、15、16あたりもそうなんです、補償金額等々に関しましても、実はその場でご説明をいただいています。いただいているんですが、でも、なおかつ、それが妥当かどうかはちょっと判断ができないという意見もありました。なので、もし厳密に言うのであれば、環境レビュー方針をもう一回、そこで委員会を開いてやる必要もあるかもしれないけれども、しかし、そこ以上、こちらから逆に強く求めるということにも該当しないかというような、すみません、曖昧な感じで議論を終えたんですけれども、大体、そんな感じでした。

村山委員長 わかりました。

ワーキングのほうで、審査部の方で判断していいのではないかという議論があったとすれば、審査部の方で助言を求めなくてもよからうというふうに判断されているのですから、ワーキングを開く必要はないと思うんですけれども、そのあたり、そういう確認でよろしいですか。

岡山委員 4人しかいませんので、1人、そういう意見があったという場合は、25%、そういう意見があったとは言えますけれども、だからといって、それで全員で100%です、うすねと言ったわけでもないということだけは申し上げておきます。

村山委員長 微妙ですね。第一義的にはやはりドラフトファイナルにかかわった委員の方々のご意見は大きいと思うんですけれども、一つの考え方としてはほかにいらっしやらないので、安全側で考えればワーキングをやっぱり開いていただくのかなという気もしたんですが、既にワーキングの中でそのあたりは判断を委ねるということであれば、開かなくてもいいというふうにも思いますけれども。

田中副委員長 ワーキングメンバーの意見を確認すると……。

村山委員長 そうすると、開くかどうか、まだ決められないということになってしまうので。

どうぞ。

日比委員 一つ、先ほどの手続のご説明をいただいたところで、「助言の必要がある委

員は当該全体会合、今、手を挙げて助言を提示するか、もしくは7日以内に事務局に対して助言内容を連絡する」というのが1ポツ(2)にあるんですけども、7日以内に事務局に対して助言を連絡するのは、全体会合で助言の必要を表明した委員という意味なんですか。それとも例えばもう帰られた委員もいらっしゃいますし、今日、ご欠席の委員も含めて、今日から7日以内に助言内容を連絡すれば、それは助言となるのでしょうか。

というのは、今度、3ポツのワーキンググループの実施というところの(2)は、「助言が出されて、それ以外に助言が必要な旨が提示されない場合は、全体会合で助言を確定する」とあるんですけども、それだと7日以内に助言が出せないという若干矛盾があるので、今の話からいけば、素直に読めば7日間待って助言があるかないか、それがあればワーキングは開催。ここも3ポツの(3)のところ、「提示された上でワーキング担当委員が追加で行うために開催する場合」とあるんですけども、その場合のそもそもワーキングを開催するのかもしれないのかを、誰がどのような形で判断するかというのがちょっとわからないんですけども、今日の場合だと、少なくとも7日間の期間を設ける必要があるのではないかと読めるんですけども、いかがでしょうか。

村山委員長 明確な手続はまた別の機会に議論したほうがいいと思うんですけども、私自身は、今日、申告していなければ助言ができないというのはちょっと無理なので、少なくとも1週間は待っていただいて、欠席委員も含めて助言を求めるという形にしたほうがいいかなと思いますけれども。

河野課長 わかりました。ここで書いているのは、全体会合で議論いただいて確定してしまおうという方向ですので、基本的にはここでもし助言がなければ、7日間のルールも適用されないという整理をしたんですが、委員長がおっしゃるように、必ずしもこのペーパー自体がまだ十分な議論を経ていませんので、7日間、期間を待たせていただいて、その中でワーキングを開くということであればやりますし、もし、その間に意見がなければ、ワーキンググループを行わないということによろしいかと思えます。

村山委員長 そうすると、1週間の間にワーキングを開くかどうかというのを確定していくということによろしいですか。

升本次長 ちょっとよろしいですか。多分、これを書いた趣旨というのは、ここでワーキンググループをやる、やらないというところを決めないと、多分、1カ月ずれちゃうということで、こういうふうになっているんだと思います。ですから、1週間待つのが嫌なのではなくて、この段階でワーキンググループをやるのなら日程をある程度決めるとか、

出席される委員の先生方をある程度めどを立てていただかないと、1週間待ってやりますよとなった場合、結構、その後の調整が大変なんじゃないかなと思うのですけれども。

村山委員長 それで、一応、この案件については10月21日が予定されていて、委員も一応、割り振られてはいるわけですよ。ですから、開く準備は既にできていて、今日、それをやるかどうかというのを決める必要があるということですよね。

河野課長 そうです。本件についていうと、明日が資料の配付日になりますので、もし1週間待つのであれば、とりあえず、資料自体は送らせていただいて、それで準備をいただくということになるということですが、それによろしければ、そういった形でさせていただければと思いますけれども。

村山委員長 難しいですね、メールの内容だけで開くかどうか決められるかどうか。

田中副委員長 もう一回ですが、今の文書の1ポツの(1)(2)(3)という三つのカテゴリー、これも運用の目安のbのほうですからaというのものもあるんですが、(1)(2)(3)の三つがあって、3ポツというのは1ポツのそれぞれに対応してこういうふうになると、(1)とか(2)が対応しているんですか。1ポツを受けて3ポツが出てきているんですが、どういうふうに見立ててあるのでしょうか。

青木 すみません、若干、ミスリーディングなんですけれども、1ポツの(1)(2)(3)は時系列の手続を、一方で、3ポツについては類型化をしております。

田中副委員長 そうすると、3ポツのほうは三つの選択があって、つまり、助言するかどうかを含めて、まず、助言しないということもあると、ワーキングも開催しない。これが(1)です。(2)はその場で助言を決めてしまうと。この場合、ワーキングは開催しないし、その場で決めればいいと。(3)の場合のみワーキングを開催すると、そういうことです。そのワーキングを開催する手続がこういう今のような7日以内に云々と、こういうことになったというわけですね。今はどれにもまだ、今の段階で助言が必要だというようには明記はされないけれども、しかし、そもそも欠席委員も多いので、果たしてそういうことが有効かという、今、疑義が出されているので、(1)には出せないねということですよ。(2)も当然出せないで、(3)の可能性が残っていますねということですかね。わかりました。

青木 この文書を作成するに当たって、欠席あるいは途中で帰られるところを想定していなかったのは事実です。従いまして、3ポツの(1)(2)はないんですが、一方で、7日以内に欠席の方には、今日、資料を配付いたしますので、その中になければ、いわゆる

7日後ですけれども、(1)のような扱い。

田中副委員長 (1)にもう一回、戻るわけですね。そういうことはあり得るといふことですね。

青木 一方、先ほどおっしゃった7日以内に助言が出ましたといった場合に、ワーキンググループを開催しないという選択肢は恐らくないと。

升本次長 それはすごく小さく、あるいはスペシフィックなものでも、あえてワーキングまで持っていかなければいけないということになるわけですか。

青木 一つは7日以内に三つ、四つ、助言が出ましたと。この段階でほかの委員の方から助言が出ない場合には、それをもって例えばメール審議で確定ということも考えたんですけれども、果たしてだれが確定するのかといったものが、今日、4名の方に既にご依頼しているわけですけれども、その中で主査を決めていただいて、その方が確定するという作業も、ほかの方が出した助言ですので、なかなか難しいかという想定をしました。

田中副委員長 意味合いとしては、今日、こういう例えばレビュー方針の関連文書が出てレビュー方針も示された。この内容についてやっぱりもっとこういう点を追加した方がいいのではないかという委員がいれば出すと。出せば、それが自動的にワーキングの開催につながりますと、そういうことでよろしいんでしょうかね。これを読んで説明を受けて、その理解の範囲で、この内容で了承だといえればいいし、何か意見があれば出せばいいと、そういうことでしょうか。

升本次長 その場合ですと、すでにワーキンググループの日程をセットしているわけですけれども、多分、助言を出していただいた委員にはやはり来ていただかないと、議論をするのが難しいのではないかと。

田中副委員長 日程が合えば来ていただくということでしょうかね。合わなければしょうがないのでメールで出すということでしょうかね。そういうことだと思います。

それから、もう一つ、ごめんなさい、次の4番の同じ文書のここに各文書の記載の内容で、ガイドラインの記載から設置要綱、運用の目安というのがありますね。三つの文章が出ていますが、ガイドラインが多分、一番、基本文書だと思うんですが、基本文書のガイドラインのところに、環境レビュー段階、モニタリング段階で報告を受け、必要に応じて助言を行うということで、必要に応じてというのをどう判断するかというポイントを今、手続で確認していると思うんですが、あくまで、その判断をするのは助言委員会であると、そういうことがあるわけですね。先ほどの説明の中で、運用の目安の下のところの のほ

う、でもいいんですが、つまり、JICAの側がやっぱり助言を求めたいというものもあるということですね。だけれども、一応、その場合もガイドラインに従えば、助言委員会がJICAの要請を受けて、やっぱり、必要がありますねという判断をもって助言を行うという行為に踏み切るといえることですかね。

つまり、ほかの段階はある種のJICAが諮問するような形で助言を求めるわけですね、直ちに。だけれども、このレビューのことは必要に応じて助言を行うという規定になっているので、あくまで判断主体は委員会にあって、委員会が判断する参考情報としてJICA側から、実はこれはとても重要な案件なので、助言をぜひ求めたいんですという、そういうことが伝えられて、わかりましたと、では、助言をしましょうと、そういうことになるんでしょうかという、そういう確認です。

河野課長 基本的にはおっしゃるとおりだと思うんですけども、ただ、JICAが助言をいただきたいという場合には、助言委員会の方でこれはもう要らないからということは、あまりないのではないかと考えていまして、何が困るかということ、時間を要することです。我々が助言を頂きたいと思ってはいても、一遍、全体会合にかけてからじゃないと日程設定できないことになります。そうすると非常に時間もかかります。できたら、我々が助言をお願いしたときは、ワーキンググループに直接持ち込ませていただければ、非常にスムーズかとは思いますが。

田中副委員長 効率性ということですかね、時間の。

河野課長 もともと、この原案で了承されたという経緯もありますので、我々はずっと運用でこういった形でやってきたということです、過去には。ただ、今回、初めてお諮りして我々としては助言が必ずしも必要だとは思っていませんけれども、委員の方でもし、やはりワーキンググループを開催したほうがいいということであれば、ぜひ、開催いただきたいと、こういったことをございます。

村山委員長 恐らく専門分野の違いで、田中副委員長はかなりルールをしっかりとってからやりたいとお考えなんです、私の分野だとルールはある程度決めながら実質的にもやるようなところがあるので、そこは多分、考え方が違うと思うんですが、とにかく、1週間、猶予があって、その中で助言のような意見が出てくれば、ワーキングを開く可能性があるということですね。ただ、升本さんがおっしゃるように助言の内容にも多分、軽重があって、それほど大きなものでなければ開かないというのはあるかもしれません。そのあたりはメールで委員の中で回していただいて、確定をするということによろしいでしょう

か。

河野課長 できましたら、本件は主査を今の段階で決めていただけると非常にスムーズにいくかなと思ってしまして、松下先生と岡山先生がいらっしゃるんですけれども、いかがでしょうか。

岡山委員 すみません、その前に石田先生が多分、皆さんにもメールが来ていたとは思わんですけれども、石田先生からは今回に関して、最後の以上の点から環境レビューをワーキンググループにて助言することは十分に考えられると思いますというようなメールが以前にあったんですね。あったんですけれども、ただ、私の覚えている感では、今日、ここでワーキンググループを環境レビューについてやるか、やらないかの基準をある程度決められるというふうに理解をしていたので、今後はルールにのっとった、田中先生もそうなんですけれども、やるか、やらないかを決めてもらえるのが一番よいという受けとめ方だったんです。

ところが、委員がワーキンググループが必要だと言ったらやるんだということを決められてしまうと、今度、やっぱり、委員のほうにやるか、やらないかが委ねられてしまう。そうしたときに、例えば4人しかいなくて、1人でもそういうことを言う方がいたらやるのか、それとも多数決なのかとか、その辺をどうしたらいいかが、我々も判断しかねるところがちょっとあります。

村山委員長 ですから、そのあたりは主張の内容によるんじゃないですか。合理性があるとなれば委員会としてワーキングを開いてしっかり議論するということだと思います。

岡山委員 では、それを7日間とかの間にもう一度、再度、議論をしてということですね。了解しました。

村山委員長 本来はこの会合で決められればいいんですけれども、ちょっと今日はそういう状況ではないですね。

田中副委員長 わかりました。私もルールはルールというか、ガイドラインに沿ってこの委員会が設置されて運営されているという前提がありまして、それが必要な範囲であるいは状況に応じて、より効率的にですか、実態にそぐうように運営されていく、それはそれで必要なことだと思いますので、今の進め方で承知をしました。

1点だけ、先ほど申しました、これが本当に環境レビューの対象かというのは、ちょっと私もまだひっかかっておりまして、今回、これで構いませんし、次回もこれでも構わないんですが、この文書、JICAが伝統的につくられているというか、あるいはこれまで各

部との関係でつくられているこういう文書と、もし、河野さんのほうでお願いできればと思うんですが、文字どおり、このガイドラインの2-7か何かに示されている環境レビューの定義に沿ってつくった場合、どういう文書になるか、ちょっと整理してみたらどうだろうかと思うんですね。こちらのガイドラインでやれば、僕はこんな文章はないんじゃないかと思っているんです、というふうに想定できるんですね。

これはあくまで何かJICAが相手国政府とある種の協議するときのいわば一つの確認事項であると。そのことをレビューとしてしたいんだということであれば、表現上、だから、こちらを本当は直したほうがいいかもしれませんね、ガイドラインの、もしそういうことであれば、と思いました。ということで、お手数ですけども、私だけでもいいので教えてください。私の理解とどう違うか。

河野課長 わかりました。そこは整理させていただきます。

村山委員長 どうぞ。

日比委員 一つだけ確認させていただいてもいいですか。すぐ済みます。この整理していただいている紙で、環境レビューで確認すべき事項という表現が出てくるんですけども、これは環境レビュー方針のことを指すと考えてよろしいのでしょうか。例えば1ポツの(1)に「イ)環境レビューで確認すべき事項に関する報告を行う」という書き方があるんですけども、全体的にレビュー段階というのがどこからどこまでで、どういうプロセスがあって、そこにどういう文章があるというのがちょっと混乱してきてしまっておりまして、今日でなくてもいいんですが、これは多分、継続審議になるかと思しますので、その辺を整理していただければ大変助かります。

河野課長 わかりました。次回のまた全体会合で細かくご説明したいと思います。

村山委員長 では、手続についてはまた次回、時間があるかわかりませんが、次回以降、議論する時間をぜひとりたいと思います。それから、この案件については1週間、時間をとっていただいて欠席委員を含めて助言の必要があるかどうかを確認していただいて、その状況を受けてワーキングの開催の有無を決定するというところでよろしいでしょうか。

河野課長 主査はいかがいたしましょうか。

村山委員長 主査はいかがでしょうか。流れでいくと岡山委員かなという気がしますが。

岡山委員 すみません、その前に10月21日にやるのは無理ですよ。やるんですか。

河野課長 7日以内にご回答があれば21日に予定どおりやろうかと。ただ、明日、資料配付になりますので、並行しながらという形になります。

岡山委員 走りながらということですね。了解です。一応、予定はしておりますので、あいてはおります。

村山委員長 では、岡山委員が主査ということで、もし開くとすればですね、よろしくをお願いします。

青木 すみません、事務的な懸念なんですけれども、先ほどこちらの課長から申し上げたとおり、明日4日に事前資料配付となっております。スケジュールどおりですと、14日の金曜日には事前のコメントなり質問をいただくタイミングになります。ただ、一方で、7日間ということになりますと、3日ですから10日もしくは11日に確定する段階からやりますということになった場合に、そこらご準備いただくのはちょっと難しいのと、かといって、やらないかもしれないものに対してご準備いただくのも非常に申しわけないところがありまして、これはどういった扱いにしましょうか。

岡山委員 もう一つ、事務的なことをいうと、多分、石田委員は今、メールが通じないところにいらっしゃるものですから、連絡がとりづらいことが大変懸念されます。

村山委員長 このタイミングはずらせないんですよ。

河野課長 審査の予定が決まっています、このタイミングでないと厳しいところですね。

村山委員長 ずらせないとすれば、これはやるという方向で考えるしかないですね。ちょっと大変だとは思いますが、そうしないと合理的な理屈がつけられないと思います。

河野課長 それでは、本件についてはワーキンググループを開催するというご願いいいたします。

村山委員長 では、21日開催の方向で進めていただければと思います。

田中副委員長 関連して、先生、本当に短く。前回の全体委員会でも多分、平山先生から出された事前概要説明、今日も私は申し上げたんですが、環境レビューであれ、他の案件であれ、環境の状態とか、あるいは本当に付議して確認したい事項について、丁寧に説明していただいたほうがいいと思うんですね。

今日の場合、例えば環境レビューについてインドの環境レビューの話があって、私が冒頭に申し上げたんですが、事業の位置づけとかはいいんです、それはそれで、なるほど、そうかなと思うんですが、やっぱり知りたいのはそもそも灰がどのくらい出るかとか、どういう規模でどういう水の使われ方をしているとか、そういう環境に対する影響ですよ。ということがあるので、そのところにやっぱり重点化してコンパクトに説明していただく

と。それで、その具体的な内容はワーキングでやるということになるんじゃないでしょうか。

だから、全体委員会の概要説明を受けてワーキングで議論をし、そしてワーキングの回答といいますか、助言案がまた全体会に出てくる。全体委員会としては、一応、そのつながりで見えるものですから、そもそも、どういうことが問題なんですという環境上の問題が理解できていないと、助言案を見ても、そのところがつながってこないわけです。ということです。

河野課長 本件はまたちょっと別の観点があって、そもそもJICAは環境の協力準備調査をやっていないんですね。協力準備調査をやっていなくて、インド側の作ったEIA、RAPに基づいて、今回、環境レビューを行います。我々の従来やり方として、ワーキンググループにそのまま持ち込むという、助言をいただきたいという形になりましたので、今日はあくまで案件概要説明だけになっています。協力準備調査をやっていれば、助言委員の皆様は、ご理解があるんですけども、本ケースでは全く情報をお渡ししていないので、5分間という短い時間の中でどれくらいご説明できるかというところがあって、そこはまたご相談させていただければと思っていますけれども。

田中副委員長 おっしゃるとおりだと思いますが、しかし、そこを努力をしていただけませんかというのをお願いなんです、大変膨大な資料を読み込むというのは大変だと思うんですけども、多分、ワーキング委員はそういうことをやるわけですよね、受けるとね。ですから、事務局のほうでもご努力をいただけませんかというのをお願いです。

河野課長 引き続き検討させてください。ありがとうございます。

村山委員長 では、大分時間が超過をしましたが、ほかにももしご意見がなければ、これで今日の助言委員会は終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後6時35分閉会